

商工委員会
議録
第二十四号

昭和三十七年三月二十九日(木曜日)

午前十一時二十二分開議

出席委員

委員長 早稲田清二君

理事岡本 茂君 理事中村 幸八君

理事長谷川四郎君 理事板川 正吾君

理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

浦野 幸男君 遠藤 三郎君

小澤 辰男君 佐々木秀世君

齋藤 憲三君 始蘭 伊平君

首藤 新八君 中垣 國男君

中川 俊思君 林 博君

原田 憲君 南 好雄君

岡田 利春君 加藤 清二君

北山 愛郎君 久保田 豊君

小林 ちづ君 多賀谷眞稔君

中村 重光君 山口シヅエ君

出席政府委員

通商産業事務官 川出 千速君

(鉱山局長)

委員外の出席者

参 考 者 (日本鉄鋼連盟) 葦澤 大義君

参 考 者 (日本鉄鋼連盟) 専務理事 新井 浩君

参 考 者 (日本石油精製) 株式会社副社長 伊藤 誠光君

参 考 者 (全国石油鉱業) 労働組合中央委員長 稲葉 秀三君

参 考 者 (国民経済研究) 協会会長 菊地 清一君

参 考 者 (全国石油産) 業人 芳賀組合協議会委員長 佐久洋君

参 考 者 (日本石油炭) 協会 佐久 洋君

参 考 者 (電気事業) 連合 中川 哲郎君

参 考 者 (石油連盟) 副会 南部 政二君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

参 考 者 (石油産) 業連盟 三村 起一君

全体の立場から大きなレールを敷くという程度に政府の指導行政を行なっていたら、個々の企業の自主的活動を阻害しないように運用していただければいいのではないかと、かように希望いたしておるわけであります。

具体的な例を申し上げますならば、たとえばアラビア石油の産油について、政府が、法の第三条に基づいて重要な石油供給に関する事項として、何百万トンにアラビア石油を使うのだということを通産大臣がおきめになったとかりに仮定いたしましたら、業界においてそれをそのまますなおに受け入れ得る数量とちやうどマッチするかどうかという問題があるわけであります。あるいは政府の定められた石油の供給計画に對しまして、各石油会社が法律第十条の規定に基づきまして、石油製品の生産計画を政府に届け出る、その届け出た数量は、現在の状況からしますと、各会社とも自己のシェアを、自分の業界における占拠率を、%でも多くしたいというところがございますので、あるいは届け出ました石油製品の生産計画が政府のきめた供給計画を上回るという可能性は十分にあると思つております。

かくのごとき場合に、その生産計画を、法律に従いました報告をもつてこれを政府の供給計画にマッチさせるのかどうか、あるいはいかなる方途で各会社別にこれをマッチするように調整するかという問題が存在する、また必ず起こってくるのではないかと予想せられるのでございます。かくのごとき場合に、この法律の運用にあたりまして、業者全体の空気をなるべく調整し得るような寛大にして忍耐強い

行政を一つといつていただきたいものだ、それぞれの売手、買手の話、あるいは業界における生産競争の事情にかんがみまして、十分に業者同士の話し合いという場を尊重していただければけっこうである、かように考えておるわけでございます。

なお、標準価格を公示する等の場合におきまして、相なるべくんば、今後の石油の需要伸びに伴ひまして、再投資ができるように、設備投資に事欠かないように、標準価格を設定せられる場合においては、お考え願ひたい、かように考えておるわけでございます。

なお、この法律と直ちに關係はないわけでありまして、石油業それ自体、今日に至るまで、国家財政資金によるところがきわめて少ない業種でございます。今日に至るまでほとんど自己資金、あるいは外資を導入する、あるいは借入金等におきまして、政府のいわれる国家財政資金にたよつておることがきわめて少ない業種でございます。一方税金におきましては、本年度はおそらく関税、揮発油税、軽油引取税等を合計いたしますと、二千五百億程度でございます。お酒の税金二千七百億を、おそろく三十八年度には凌駕するような納税額になるのではなからうか、かように考えておるわけであります。あえて戻し税をお願いするわけではございませんが、今後伸び行く需要にマッチさせるための設備投資は、おおよそ年々一千億を必要といたしておるのでございます。これらの資金の調達に關して格別の政府の援助を私どもはお願ひしたい、かように考えておるのであります。

今日までの状態で考えますれば、石油業はとかく外資によつておるといふことではございますが、国内で資本を調達したか、あるいはいまだ一面から申しますと、いざ外国から原油を買わなければならぬ。買うならば、安定した供給源を求める、五年、七年、十年、十五年、二十年、三十年、四十年、五十年、六十年、七十年、八十年、九十年、一千年、二千年、三千年、四千年、五千年、六千年、七千年、八千年、九千年、一万年、二万年、三万年、四万年、五万年、六万年、七万年、八万年、九万年、一十万年、二十万年、三十万年、四十万年、五十万年、六十万年、七十万年、八十万年、九十万年、一百万年、二百万年、三百万年、四百万年、五百万年、六百万年、七百万年、八百万年、九百万年、一千万年、二千万年、三千万年、四千万年、五千万年、六千万年、七千万年、八千万年、九千万年、一億年、二億年、三億年、四億年、五億年、六億年、七億年、八億年、九億年、一十億年、二十億年、三十億年、四十億年、五十億年、六十億年、七十億年、八十億年、九十億年、一兆年、二兆年、三兆年、四兆年、五兆年、六兆年、七兆年、八兆年、九兆年、一十兆年、二十兆年、三十兆年、四十兆年、五十兆年、六十兆年、七十兆年、八十兆年、九十兆年、一京年、二京年、三京年、四京年、五京年、六京年、七京年、八京年、九京年、一十京年、二十京年、三十京年、四十京年、五十京年、六十京年、七十京年、八十京年、九十京年、一垓年、二垓年、三垓年、四垓年、五垓年、六垓年、七垓年、八垓年、九垓年、一十垓年、二十垓年、三十垓年、四十垓年、五十垓年、六十垓年、七十垓年、八十垓年、九十垓年、一穰年、二穰年、三穰年、四穰年、五穰年、六穰年、七穰年、八穰年、九穰年、一十穰年、二十穰年、三十穰年、四十穰年、五十穰年、六十穰年、七十穰年、八十穰年、九十穰年、一京垓年、二京垓年、三京垓年、四京垓年、五京垓年、六京垓年、七京垓年、八京垓年、九京垓年、一十京垓年、二十京垓年、三十京垓年、四十京垓年、五十京垓年、六十京垓年、七十京垓年、八十京垓年、九十京垓年、一垓垓年、二垓垓年、三垓垓年、四垓垓年、五垓垓年、六垓垓年、七垓垓年、八垓垓年、九垓垓年、一十垓垓年、二十垓垓年、三十垓垓年、四十垓垓年、五十垓垓年、六十垓垓年、七十垓垓年、八十垓垓年、九十垓垓年、一穰垓年、二穰垓年、三穰垓年、四穰垓年、五穰垓年、六穰垓年、七穰垓年、八穰垓年、九穰垓年、一十穰垓年、二十穰垓年、三十穰垓年、四十穰垓年、五十穰垓年、六十穰垓年、七十穰垓年、八十穰垓年、九十穰垓年、一京垓垓年、二京垓垓年、三京垓垓年、四京垓垓年、五京垓垓年、六京垓垓年、七京垓垓年、八京垓垓年、九京垓垓年、一十京垓垓年、二十京垓垓年、三十京垓垓年、四十京垓垓年、五十京垓垓年、六十京垓垓年、七十京垓垓年、八十京垓垓年、九十京垓垓年、一垓垓垓年、二垓垓垓年、三垓垓垓年、四垓垓垓年、五垓垓垓年、六垓垓垓年、七垓垓垓年、八垓垓垓年、九垓垓垓年、一十垓垓垓年、二十垓垓垓年、三十垓垓垓年、四十垓垓垓年、五十垓垓垓年、六十垓垓垓年、七十垓垓垓年、八十垓垓垓年、九十垓垓垓年、一穰垓垓年、二穰垓垓年、三穰垓垓年、四穰垓垓年、五穰垓垓年、六穰垓垓年、七穰垓垓年、八穰垓垓年、九穰垓垓年、一十穰垓垓年、二十穰垓垓年、三十穰垓垓年、四十穰垓垓年、五十穰垓垓年、六十穰垓垓年、七十穰垓垓年、八十穰垓垓年、九十穰垓垓年、一京垓垓垓年、二京垓垓垓年、三京垓垓垓年、四京垓垓垓年、五京垓垓垓年、六京垓垓垓年、七京垓垓垓年、八京垓垓垓年、九京垓垓垓年、一十京垓垓垓年、二十京垓垓垓年、三十京垓垓垓年、四十京垓垓垓年、五十京垓垓垓年、六十京垓垓垓年、七十京垓垓垓年、八十京垓垓垓年、九十京垓垓垓年、一垓垓垓垓年、二垓垓垓垓年、三垓垓垓垓年、四垓垓垓垓年、五垓垓垓垓年、六垓垓垓垓年、七垓垓垓垓年、八垓垓垓垓年、九垓垓垓垓年、一十垓垓垓垓年、二十垓垓垓垓年、三十垓垓垓垓年、四十垓垓垓垓年、五十垓垓垓垓年、六十垓垓垓垓年、七十垓垓垓垓年、八十垓垓垓垓年、九十垓垓垓垓年、一穰垓垓垓年、二穰垓垓垓年、三穰垓垓垓年、四穰垓垓垓年、五穰垓垓垓年、六穰垓垓垓年、七穰垓垓垓年、八穰垓垓垓年、九穰垓垓垓年、一十穰垓垓垓年、二十穰垓垓垓年、三十穰垓垓垓年、四十穰垓垓垓年、五十穰垓垓垓年、六十穰垓垓垓年、七十穰垓垓垓年、八十穰垓垓垓年、九十穰垓垓垓年、一京垓垓垓垓年、二京垓垓垓垓年、三京垓垓垓垓年、四京垓垓垓垓年、五京垓垓垓垓年、六京垓垓垓垓年、七京垓垓垓垓年、八京垓垓垓垓年、九京垓垓垓垓年、一十京垓垓垓垓年、二十京垓垓垓垓年、三十京垓垓垓垓年、四十京垓垓垓垓年、五十京垓垓垓垓年、六十京垓垓垓垓年、七十京垓垓垓垓年、八十京垓垓垓垓年、九十京垓垓垓垓年、一垓垓垓垓垓年、二垓垓垓垓垓年、三垓垓垓垓垓年、四垓垓垓垓垓年、五垓垓垓垓垓年、六垓垓垓垓垓年、七垓垓垓垓垓年、八垓垓垓垓垓年、九垓垓垓垓垓年、一十垓垓垓垓垓年、二十垓垓垓垓垓年、三十垓垓垓垓垓年、四十垓垓垓垓垓年、五十垓垓垓垓垓年、六十垓垓垓垓垓年、七十垓垓垓垓垓年、八十垓垓垓垓垓年、九十垓垓垓垓垓年、一穰垓垓垓垓年、二穰垓垓垓垓年、三穰垓垓垓垓年、四穰垓垓垓垓年、五穰垓垓垓垓年、六穰垓垓垓垓年、七穰垓垓垓垓年、八穰垓垓垓垓年、九穰垓垓垓垓年、一十穰垓垓垓垓年、二十穰垓垓垓垓年、三十穰垓垓垓垓年、四十穰垓垓垓垓年、五十穰垓垓垓垓年、六十穰垓垓垓垓年、七十穰垓垓垓垓年、八十穰垓垓垓垓年、九十穰垓垓垓垓年、一京垓垓垓垓垓年、二京垓垓垓垓垓年、三京垓垓垓垓垓年、四京垓垓垓垓垓年、五京垓垓垓垓垓年、六京垓垓垓垓垓年、七京垓垓垓垓垓年、八京垓垓垓垓垓年、九京垓垓垓垓垓年、一十京垓垓垓垓垓年、二十京垓垓垓垓垓年、三十京垓垓垓垓垓年、四十京垓垓垓垓垓年、五十京垓垓垓垓垓年、六十京垓垓垓垓垓年、七十京垓垓垓垓垓年、八十京垓垓垓垓垓年、九十京垓垓垓垓垓年、一垓垓垓垓垓垓年、二垓垓垓垓垓垓年、三垓垓垓垓垓垓年、四垓垓垓垓垓垓年、五垓垓垓垓垓垓年、六垓垓垓垓垓垓年、七垓垓垓垓垓垓年、八垓垓垓垓垓垓年、九垓垓垓垓垓垓年、一十垓垓垓垓垓垓年、二十垓垓垓垓垓垓年、三十垓垓垓垓垓垓年、四十垓垓垓垓垓垓年、五十垓垓垓垓垓垓年、六十垓垓垓垓垓垓年、七十垓垓垓垓垓垓年、八十垓垓垓垓垓垓年、九十垓垓垓垓垓垓年、一穰垓垓垓垓垓年、二穰垓垓垓垓垓年、三穰垓垓垓垓垓年、四穰垓垓垓垓垓年、五穰垓垓垓垓垓年、六穰垓垓垓垓垓年、七穰垓垓垓垓垓年、八穰垓垓垓垓垓年、九穰垓垓垓垓垓年、一十穰垓垓垓垓垓年、二十穰垓垓垓垓垓年、三十穰垓垓垓垓垓年、四十穰垓垓垓垓垓年、五十穰垓垓垓垓垓年、六十穰垓垓垓垓垓年、七十穰垓垓垓垓垓年、八十穰垓垓垓垓垓年、九十穰垓垓垓垓垓年、一京垓垓垓垓垓垓年、二京垓垓垓垓垓垓年、三京垓垓垓垓垓垓年、四京垓垓垓垓垓垓年、五京垓垓垓垓垓垓年、六京垓垓垓垓垓垓年、七京垓垓垓垓垓垓年、八京垓垓垓垓垓垓年、九京垓垓垓垓垓垓年、一十京垓垓垓垓垓垓年、二十京垓垓垓垓垓垓年、三十京垓垓垓垓垓垓年、四十京垓垓垓垓垓垓年、五十京垓垓垓垓垓垓年、六十京垓垓垓垓垓垓年、七十京垓垓垓垓垓垓年、八十京垓垓垓垓垓垓年、九十京垓垓垓垓垓垓年、一垓垓垓垓垓垓垓年、二垓垓垓垓垓垓垓年、三垓垓垓垓垓垓垓年、四垓垓垓垓垓垓垓年、五垓垓垓垓垓垓垓年、六垓垓垓垓垓垓垓年、七垓垓垓垓垓垓垓年、八垓垓垓垓垓垓垓年、九垓垓垓垓垓垓垓年、一十垓垓垓垓垓垓垓年、二十垓垓垓垓垓垓垓年、三十垓垓垓垓垓垓垓年、四十垓垓垓垓垓垓垓年、五十垓垓垓垓垓垓垓年、六十垓垓垓垓垓垓垓年、七十垓垓垓垓垓垓垓年、八十垓垓垓垓垓垓垓年、九十垓垓垓垓垓垓垓年、一穰垓垓垓垓垓垓垓年、二穰垓垓垓垓垓垓垓年、三穰垓垓垓垓垓垓垓年、四穰垓垓垓垓垓垓垓年、五穰垓垓垓垓垓垓垓年、六穰垓垓垓垓垓垓垓年、七穰垓垓垓垓垓垓垓年、八穰垓垓垓垓垓垓垓年、九穰垓垓垓垓垓垓垓年、一十穰垓垓垓垓垓垓垓年、二十穰垓垓垓垓垓垓垓年、三十穰垓垓垓垓垓垓垓年、四十穰垓垓垓垓垓垓垓年、五十穰垓垓垓垓垓垓垓年、六十穰垓垓垓垓垓垓垓年、七十穰垓垓垓垓垓垓垓年、八十穰垓垓垓垓垓垓垓年、九十穰垓垓垓垓垓垓垓年、一京垓垓垓垓垓垓垓垓年、二京垓垓垓垓垓垓垓垓年、三京垓垓垓垓垓垓垓垓年、四京垓垓垓垓垓垓垓垓年、五京垓垓垓垓垓垓垓垓年、六京垓垓垓垓垓垓垓垓年、七京垓垓垓垓垓垓垓垓年、八京垓垓垓垓垓垓垓垓年、九京垓垓垓垓垓垓垓垓年、一十京垓垓垓垓垓垓垓垓年、二十京垓垓垓垓垓垓垓垓年、三十京垓垓垓垓垓垓垓垓年、四十京垓垓垓垓垓垓垓垓年、五十京垓垓垓垓垓垓垓垓年、六十京垓垓垓垓垓垓垓垓年、七十京垓垓垓垓垓垓垓垓年、八十京垓垓垓垓垓垓垓垓年、九十京垓垓垓垓垓垓垓垓年、一垓垓垓垓垓垓垓垓年、二垓垓垓垓垓垓垓垓年、三垓垓垓垓垓垓垓垓年、四垓垓垓垓垓垓垓垓年、五垓垓垓垓垓垓垓垓年、六垓垓垓垓垓垓垓垓年、七垓垓垓垓垓垓垓垓年、八垓垓垓垓垓垓垓垓年、九垓垓垓垓垓垓垓垓年、一十垓垓垓垓垓垓垓垓年、二十垓垓垓垓垓垓垓垓年、三十垓垓垓垓垓垓垓垓年、四十垓垓垓垓垓垓垓垓年、五十垓垓垓垓垓垓垓垓年、六十垓垓垓垓垓垓垓垓年、七十垓垓垓垓垓垓垓垓年、八十垓垓垓垓垓垓垓垓年、九十垓垓垓垓垓垓垓垓年、一穰垓垓垓垓垓垓垓垓年、二穰垓垓垓垓垓垓垓垓年、三穰垓垓垓垓垓垓垓垓年、四穰垓垓垓垓垓垓垓垓年、五穰垓垓垓垓垓垓垓垓年、六穰垓垓垓垓垓垓垓垓年、七穰垓垓垓垓垓垓垓垓年、八穰垓垓垓垓垓垓垓垓年、九穰垓垓垓垓垓垓垓垓年、一十穰垓垓垓垓垓垓垓垓年、二十穰垓垓垓垓垓垓垓垓年、三十穰垓垓垓垓垓垓垓垓年、四十穰垓垓垓垓垓垓垓垓年、五十穰垓垓垓垓垓垓垓垓年、六十穰垓垓垓垓垓垓垓垓年、七十穰垓垓垓垓垓垓垓垓年、八十穰垓垓垓垓垓垓垓垓年、九十穰垓垓垓垓垓垓垓垓年、一京垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、二京垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、三京垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、四京垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、五京垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、六京垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、七京垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、八京垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、九京垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、一十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、二十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、三十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、四十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、五十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、六十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、七十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、八十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、九十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、一垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、二垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、三垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、四垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、五垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、六垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、七垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、八垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、九垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、一十垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、二十垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、三十垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、四十垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、五十垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、六十垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、七十垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、八十垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、九十垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、一穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、二穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、三穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、四穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、五穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、六穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、七穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、八穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、九穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、一十穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、二十穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、三十穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、四十穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、五十穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、六十穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、七十穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、八十穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、九十穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、一京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、二京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、三京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、四京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、五京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、六京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、七京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、八京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、九京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、一十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、二十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、三十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、四十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、五十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、六十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、七十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、八十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、九十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、一垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、二垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、三垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、四垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、五垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、六垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、七垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、八垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、九垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、一十垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、二十垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、三十垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、四十垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、五十垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、六十垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、七十垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、八十垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、九十垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、一穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、二穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、三穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、四穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、五穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、六穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、七穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、八穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、九穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、一十穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、二十穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、三十穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、四十穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、五十穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、六十穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、七十穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、八十穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、九十穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、一京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、二京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、三京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、四京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、五京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、六京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、七京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、八京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、九京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、一十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、二十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、三十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、四十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、五十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、六十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、七十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、八十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、九十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、一垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、二垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、三垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、四垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、五垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、六垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、七垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、八垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、九垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、一十垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、二十垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、三十垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、四十垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、五十垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、六十垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、七十垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、八十垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、九十垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、一穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、二穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、三穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、四穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、五穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、六穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、七穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、八穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、九穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、一十穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、二十穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、三十穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、四十穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、五十穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、六十穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、七十穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、八十穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、九十穰垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、一京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、二京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、三京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、四京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、五京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、六京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、七京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、八京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、九京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、一十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、二十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、三十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、四十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、五十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、六十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、七十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、八十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、九十京垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、一垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、二垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、三垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、四垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、五垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、六垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、七垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、八垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、九垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓年、一十垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓垓

これに對しましてわれわれの連盟の方はどうかというと、帝國石油は、戦後南方から引き揚げて参りました多数の人員をかかえたまま、自来十數年間幾多の苦難を乗り越えまして、国内石油生産の維持、石油採掘技術の向上に努力して参つたのであります。ただ、残念なことには、探鉱に對する原資が十分でなかつたために、ここで十分な開発が望めないということで、昭和三十年には国内石油資源の探鉱開発を急速かつ計画的に促進するということのために、新たに第二十二国会において皆様方によつて制定されました石油資源開發株式会社法によつて、石油資源開發会社が生まれたことは御存じの通りでございますが、さらにこの帝國石油

盟四社の事業が一体現在どうあるかということを簡単に申し上げますが、わが国の原油の生産量は、戦前の一番盛んなときでも五十万トンをしておりません。石油のわが国の歴史といたしましては、わずかに手で掘ったというときは別といたしまして、まず本格的に始めたのが、明治の初めから九十年間に百万トン級の油田というものはわずかに六カ所しか発見しておりません。八橋を第一に、黒川、東山、西山、新津、院内等の六カ所でございます。いわば十五年間に百万トン級の油田を一つしか発見しておりません。ところが最近五六年間において石油資源開発会社並びに帝国石油会社の探鉱努力並びに従業員の情熱によりまして、最近の技術を駆使いたしまして、巨大な油田をすでに四カ所発見しております。秋田県の申川、あるいは新潟県の見付、頸城並びに大陸だなを開発いた

しからは、今自由化を前にして国内の石油事情はどうかという、私は自由化の場合には相当の混乱に陥るおそれがあるのじやなかるうかと思っております。われわれ四社の石油採掘事業は最近このように相当の目ざましい成果を上げておりまして、わが国の必見なる石油の相当部分の安定供給源として自主的に円貨で入手するという国家的念願の実現を目前にして進んでおるのでございます。しかし、当面する重大問題をここに皆さん方に申し上げたいと思うのは、すなわちわれわれ四社はみずからの製油所を持っておりません。またみずからの販売機構も一つもございません。従って、全部これは石油精製会社の方にお願ひしておるような次第でございます。

つきましては、ここにわれわれの出しておる石油の引き取りについて一言申し上げたいと思いますが、まず國産

英國におきましても、西独においても、フランスにおいても——フランスは九千六百円くらいでありますが、英國、西独はみな一万二千円くらいに当たっております。しかるにわが國の國產石油はどうかというと、昭和三十三年、三十四年までは九千五百五十円でございますが、わずか二年の間に數回の値下げを要求されまして、現在では六千六百五十円——去年の十月から八百五十円下げられて六千六百五十円になっておりますが、さらにこれを二千円下げるといふことを精製業者の方から言われておりまして、四千五百円ぐらゐの手取りになるといふことは、実はわれわれとしては耐え切れない状態でありまして、これでは國產石油が成り立つことはきわめて困難であると私は斷言せざるを得ないと思ひます。これは結局外油輸入が安いからでありまして、外油は欧米諸國におきましては

これも全額を引き取ることにについては非常に困難であります。三十七年度の原油輸入予想は四千万キロリットルの中で、その六〇％ほどは外資系の会社に対して、その親会社が一手に供給しておる油でございます。なおその上に二〇％程度は最近急増した外国石油会社からの莫大な借金の見返りとして長期購入を約束した油でありまして、これらの合計は八〇％前後でございます。しょうが、従つてフリーハンドの油というものは、わずかに二〇％前後だと思われまふ。石油精製各社は、上述の輸入面では、先般佐藤大臣もおっしゃつたし、また今、南部副会長からもお話がありました通り、原油の輸入についても、シアアの分野におきましても、また販売の分野におきましても、相当激甚なる競争が行なわれておる状態であります。

それではいよいよ最後に、この石油

業法をわれわれはどう考えるかという点をここで申し上げたいと思います。

このように石油業界においては、各種の問題が山積してあるという一言で尽きるとは思いますが、かつまた日本の石油産業の重大な転換期に今はあると思ひます。今日この自由化を目前にして、自由化に何らの規制なく入った場合には、相当の混乱が予想されることと

でございますので、自由化延期論などが飛び出すのも、また無理からぬ点があったと思ひます。あるいは世間では自由化しても自主調整すればいいじゃないかという説がございます。これは私は願わしいことだと思ひます。しかし、現実にはたしてこの激烈な競争下に自主調整に一任してそれで安心ができません。これは私はきわめて困難だと思ひます。ゆえに、自由化を前にして、国全体の利益という大局的見地から、石油事業全体の秩序を維持することができるよう、この際石油業法の制定を政府が考えられましたことは、私は当然であるし、またぜひ必要であるということをここに申し上げたいと思ひます。なお、石油業法に対するわれわれの希望を二、三申し上げます。

以上申し上げました見地に立ちまして、現在提案されております石油業法については、われわれの立場から申し上げますと、第一に、生産、輸入、供給等の国の計画を規定しております第三条及び業者の生産計画に対する報告を含んでおります第十条の運用を通しまして、国産並に海外開発原油の適正量の引き取りが安定して行なわれまうにしたいと願うわけであります。これらの油の引き取りは、業

法がなくても行政指導だけで事足りるという説もございましてけれども、私はこれは従来の実例から見ましても、どうして容易でないことであると思ひます。

またこの業法は暫定立法でよいとの意見も聞いておるのでありますが、業界の秩序が自主的に維持されるようになったときには、再検討するという規定があるのでございまして、無条件に恒久化するというおそれはないと思ひます。このままで私はよいと思ひます。

さらにこの業法は官僚統制の始まりであつて、他の産業にまで悪影響を及ぼしはしないかという声もあるやに聞いておりますけれども、欧米各国でも、石油の輸入につきましては相当の規制をしております。われわれとしても今提案されておる石油業法は、本質的に統制法とは異なると考えます。なおその運用にあたつては、もちろん官僚統制という様な事柄については、これは政府当局もそういうことはせぬということを確言しておられるのでありますから、われわれはそれに信頼してよいと思ひます。これらを含めたいしまして、石油業法は、自由化突入を前にして、その混乱を防ぎ、戦後初めてわが国石油業の、統制でなくして、調整基準として、ぜひ私は成立を望むものであります。

なお、最後に一言だけ加えさせていただきますが、われわれ国産原油並びに準国産原油系のものといつたしましては、二つの点にしばつてお願い申し上げます。

第一は、国産原油の保護育成と、第二は、その原油の確実な引き取り体制

の確立でございます。この業法だけでは十分であるとは絶対に申せません。昨年六月五日及び十月三十日のこの皆さん方の商工委員会において、石油天然ガス資源の開発促進について、国際的視野に立たれて、わが国エネルギーの将来を憂へてなされた石油業及び天然ガスについての指導的なりつばな御決議というものがございまして、われわれ国産原油のものといつたしまして、これによつて一般の認識が非常に高まり、かつ再認識をしてもらつたという点について、われわれ一同心から各先生方に対して感謝しております。その御趣旨に沿ひましてわれわれも日夜努力してまいりましたが、ついでに、この業法の成立後、引き続き国産原油の保護育成と特殊法人の原油買取販売機関の設立のこの二点をぜひともお願い申し上げたいと思つております。

昨年暮れ、エネルギー懇談会が石油関税の値上げを答申したは、石油関税収入をエネルギー政策に充当することを前提としておりますが、三十七年度の石油関税収入予想二百四十億円のうち、石炭産業に百三十億圓持つていかれますが、これは私は今のわが国の情勢としてやむを得ぬと思つております。しかし、石油及び天然ガス開発に一体どれだけ出されたかといひますと、われわれの政府に対する投資要求額は十四億圓のところ、実際実現されたのはわずかに五億五千万圓しか計上されていなかつたのであります。この上さらに原油価格の大幅な値下げを要求されておりました、原油の引き取りが不安定でありますときには、満足な探鉱を遂行することもできません。

また、アラビア、北スマトラの原油は、先に述べましたような精製業界の特殊な状況のために、私企業間の話し合いだけでは、十分な引き取りがむづかしいと思ひます。

以上のごとき諸問題を円滑に解決するためには、国家的な特殊法人の原油買取販売機関を設立していただく以外にないのではないと思ひます。この様な機関ができました場合には、国産原油の保護育成策もこの機関を通じて行なうことが出来ますし、また国として必要とされる原油の備蓄の問題も、この機関を利用されれば妥当ではないかと思ひます。

われわれは昨年十二月、通産大臣あてに、また諸先生あてに業法の制定とこの買取機関の設立のぜひ必要であるという意見書を提出いたしました。ただいま提案されております石油業法が、この国会で成立することを心からお願いいたしておりますが、それと同時に国産原油の保護育成と買取機関の設置につきましては、一に皆さん方の何分の御高配、御高導のほどをお願い申し上げます。私の意見を終わります。ありがとうございます。

○早稲田委員長 ありがとうございます。引き続きまして、日本石炭協会専務理事、佐久洋君にお願いいたします。

○佐久洋君 たいだ御紹介をいただきます。本日特に石炭業界の意見を申し上げる機会を与えられましたことに對して、心から御礼を申し上げます。先ほど来石油業界の方々から本日の議題であります石油業法についていろいろ

と御意見がございましたが、私は同じエネルギー供給者の立場から、石炭産業がどういふ状態にあるのか、またエネルギー全体の中で石炭のあり方はどうあるべきであるかといったような点について、冒頭に若干申し上げたいと存じます。

まず、総合エネルギー政策に盛り込んでいただきたい石炭の基本的なあり方を、業界としては次の通り考えております。エネルギー総需要が急激に増加しつつある中におきまして、エネルギー使用について消費者の自由選択ということを原則とすることは当然でありましよう。しかし、国内資源の活用、エネルギーの安定的な供給及び社会的な側面等を考慮した場合、この基本原則は国民経済的な一定の制約を受けざるを得ない面が生ずることになると思ひます。これを石炭について申し上げますと、たとい石炭価格がある程度割り高にのつても、約束された炭価千二百圓引き下げという一定の条件が満たされる限り、一定量の需要は需要家の協力と政府の指示、指導によりまして当然確保されるべきものと考えます。もしも石炭と重油との価格差が大きいために一定量の需要確保が脅かされるような場合には、国家はその価格差を埋めるなり、あるいは需要を直接確保するなどの方法によりまして、石炭の安定を期すべきものと思ひます。これが国民経済的視野に立つて考えられる石炭の地位であり、総合エネルギー政策を確立する際に盛り込まれるべき石炭の基本的なあり方であると確信しております。幸いにして、この考え方の大要は、今日消費者の側においてもほぼ了承されてお

りまして、石炭と油との自由な価格競争は一応回避されております。

かかる現状でありますので、今回当委員会に付託されております石油業法案が石炭対策のためでないことは提案理由を見ても明らかでありますし、また各条文を見てもその点ははっきりしていると思ひます。本法案が提出された理由は、もっぱら石油業界の秩序化にあると思ひます。石油の需要は今後急激に増加することは明白であります。それがあつた整然たる秩序を保ちながら生産の増加を実施できれば、何ら問題は起こりません。しかし、現実にはそういうことが期待できない状態と聞いております。もしそうだとすれば、斜陽産業と普通呼ばれております石炭産業に秩序を与えるために、石炭鉱業合理化臨時措置法があることとくに、立場は石炭と反対にますます目の当たたる石油産業ではあります。やはり秩序を保持するための法律があつても不思議ではないと考えられます。

もちろん自由主義経済の原則からすれば、企業を規制する法律がなくして済むのが一番いいと思ひます。しかし、それは産業自体が種々の問題をすべて自分で解決できるということを前提とした場合に限られる。しかるに現在の石油業界には、提案理由にもありますように、自主的に解決できそうもない困難な問題をかかえているといふことである。たとえば石油設備の拡張競争、石油製品の過当な販売競争、特殊原油の引き取り等がそれであると聞いております。設備が大いに拡張され、生産量が増して、その結果販売競争が激化して、価格が大いに下がるということは、石油消費者にとっては喜ばし

いことかもしれませんが、しかし、その喜びは長く続き得るものとは思へません。そういう状態を続けておれば、いつの日か石油産業が混乱に陥つて、かえつて産業全体のバランスをくずし、石油消費者は直接間接の被害を受けることになると思ひます。かく考えますので、本法案は必要であると思ひます。

そこで、その内容であります。以上述べた事情から見て妥当のものと考えます。すなわち石油精製事業及び設備についての許可制、石油輸入業及び販売業の届出制生産計画、輸入計画の届出制等は、秩序保持のために当然必要であり、標準価格も価格が不当に高騰したりあるいは下落した場合に公表するといふのであります。その点もかなり控え目な行き方と思ひます。

経済界には本法を時限法とすべきだといふ意見があります。法による規制はない方がいいといふ自由主義経済の原則論からいへばその通りであります。が、本法案は石油業界の秩序化を目的とするものでありますから、時限法たらしめるためには、業界自体がいつになれば自主的に秩序維持ができるということを明確にすることがまず必要であると思ひます。石油産業は石炭鉱業と比べて密接な関係にあるといふので、一日も早く石油業界が安定して、この法律の必要がなくなることを期待するものであります。

なお、アラビア石油、北スマトラ石油等を含む広い意味の国産原油の扱いについては、本法案には条文の形ではうたてておりませんが、貴重な国内資源としてこれを扱うべきものと思ひま

す。その開発に要する資金面の助成、原油の円滑な処理等に行政上特別な配慮を払うべきものと思ひます。そうすることが国内資源の活用といふことだけでなく、同時に技術者の養成、保持といふ点からも必要であると考えられるのであります。

以上をもちまして私の陳述を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

○早稲田委員長 ありがとうございます。

以上で三人の方々の御意見の陳述は終わりました。

○早稲田委員長 質疑の通告がありますので、順序これを許します。板川正吾君。

○板川委員 まず第一に南部さんにお伺いいたしますが、石油連盟として、これを臨時法にしてほしい、こういう建前を今なおとつておるのであります。この法律によつて精製設備の許可制をとつた場合、許可をもらつてから、大体物色しておるかしれないけれども、土地を見つけて、そして新しい精製工場を作る、こういう期間はまあ二年ないし三年くらい要するんじゃないかと思ひます。そうしますと、臨時法で三年か五年にしてくれといふ要望もわれわれ聞いておりますが、それは現実的にはこの法律を作らないでくれ、こういうことになつてしまふのじゃないですか。だから私はその他のことでやむを得ないと了承されるならば、五年くらいは臨時法にしてくれといふのはどうも当を得ないと思ひますが、この点に対してどう思ひま

すか。

それから標準価格を設ける場合、再投資可能な、いわば拡大再生産のできるような状態にしてほしい、こういうのであります。しかし、御承知のように、十五条では勧告程度です。これは罰則もございません。従つて、それは望ましいという意思表示にすぎないのであります。それから、再投資、拡大再生産が可能となるような価格を維持してほしいといふことはなかなかできないんじゃないか、しかし、その考え方は自由化してくれといふことと若干矛盾するんじゃないか、法律は要らない、自由化でやらせろといふことと矛盾するんじゃないか、こう思ひます。この二点をまず南部さんにお伺いいたします。

それから、時間がありませんから一緒に三村さんに質問をいたしますが、石油鉱業連盟の要望としては、国内油の引き取り、準国産油であるアラビア、スマトラ油等の引き取りをぜひ一つ確保してほしいといふのが御主張の一番大きい線だろつと思ひます。これは重要な問題です。現在のこの業法によると、三条と十條、これで調整するといふことを政府は考へておるのでありますが、これで業界としては、特に一番量の多いアラビア石油の引き取りが可能だといふ法律では考へておられるかどうか、これで大丈夫だといふ考へ方をとつておられる人がありますが、業界ではそれは不安を持つておられると思ひます。けれども、その理由を一つ伺ひたいのです。

それから佐久さんに質問をしたいのですが、石炭の一定量の生産を保証してほしい、こういうことが冒頭にございまして、この一定量、最低どの程度を石炭業界として要望しているか。たとえば所得増進計画によりますと、昭和四十五年度においても産炭五千五百万トンベースといふことを予想しておりますが、こういう程度でいいのか。最低量を実現はもとベースを引き上げてもいいかどうか、どういふ程度を希望されておるか。それから私は前からは重要な問題であると思つていますが、これも安定的確保のために、できればフランスやイタリアのごとく、相当量の備蓄義務を国家なり業者なりが負うことが必要だと思ひます。しかし、当面この石油業法にはないし、今それをやるとなると非常にコスト高といふようなこともあり、急に一足飛びにいかない。そのためには石炭の一定量生産を保証する、こういう国の政策が、エネルギー供給の安定性を確保するといふことに通ずると思ひます。そういう意味から最低量四十五年度五千五百万トンベースではたしていいのかどうか。石炭の比率というものが非常に下がつてきますが、そういう点で希望があれば伺ひたい。

それから、これは私はちよつと新聞で見たと記憶するのですが、石炭業界として総合エネルギー政策をこうしてほしいといふ案が出たやに聞いておる。どういふふうに出たか実は伺つてないし、資料ももらつていませんが、その点について説明をされ、場合によつてはあとで資料をいただきたいと思ひます。以上です。

○南部参考人 板川先生からの御指摘の点についてお答え申し上げます。

第一点は、時限法でいいじゃないかという御説明はいいんだが、しかし、工場建設その他を考えると、二年ないし三年は少なくともかかる、五年といううようなことは事実この法規を作るという意味に通ずるではないかという御質問でございます。

第二点は、価格を政府が公示せられる場合に、拡大再生産ができるような価格をきめていただきたい、こういうことだが、これは一応守る、守らないはそちらの方の業者の側に責任があるので、そういうことを言うのは自由なせいということと相矛盾する考えではなからうか、こういうことと了承いたしました。

先ほど陳述の際に申し上げましたように、石油連盟自体の意見は、あるものは全く自由にしてほしい、あるものはもっと強い統制を置いてもらいたい、大勢としては五年程度の時限立法、こういうことでございますが、五年と申しますと、おおむね新しい工場計画は御指摘のように二、三年は少なくともかかると思われませんが、そこで二、三年という時限法は五年ぐらいのところかどうかという意見が多い、こういうことで御了承願いたい、かように思っています。

それから標準の価格を公示せられる場合でございますが、これは非常に値段が下がったので表示をせられる場合と、高くなったので表示をせられる場合と、こういうふうに両方予想せられるわけでありまして、その表示価格をせられる場合、できれば業界といたしましては政府の表示価格に従うように持っていきたい。そういったしますと、たとえば石油審議会で消費者の意見が

非常に強い場合には、安くきめられるおそれもある。そういう際にでき得ればとことんまでの値段ではなく、一割なり一割二分なりの石油会社が配当できるような程度の価格をその際は御考慮願いたい。おおむね運用等について愚見を申し上げたことと、すでに何かあるべし、時限法であるべしというのはいくらも議論し尽くされております。今後は法の運用に弾力的な運用をお願いしたい、かように考えておる次第でございます。御了承願いたいと思っております。

○三村参考人 先ほどのお話の点であります。先ほど申し上げました通り、民間の自主的な方法によつて、たとえばユーザーとしての電力会社あるいは鉄鋼業者等ができるだけ取る、ことに数年後においては、特にアラビア石油についてはできるだけの量を取り得るよう、相当量を取り得ることになるであろう、今は半分程度だが、相当量のものを取り得ることになるだろうというお話も、責任者の方から懇談会等でもございました。また精製業者の方でもできるだけ取るようにするが、しかし、外資系の関係のところでは、いろいろ外国の方の要望もあって、商業ベースだけで考えなければならぬ点もある、そう簡単にいきかぬというところもありであります。できるだけ取るというお話はありますが、しないので、やはりこの法の第三条及び第十條もつて、計画の中に国産、準国産の石油をはめていただいて、そして全量を取っていただくように、これは欧米諸国が全部国産石油は全額精製業者の方で取って精製しておるとい

う現状でもありますので、日本でも一つそういうふうにしてもらいたい、これはまたそういうふうに進んでいただけるものだろうと私は思います。しかしながら、なおそれでもないかなる事情がまた起こるかもしれないので、われわれは安定した供給、安定した引き取り、安定した価格、このいつも言うところの三安主義でもつて、ぜひ一つ買取機関を作つてもつて、その機関を通してそういう調整をはかる一助にしたいと思つております。買取機関については、まだ具体的にどういふうな内容にするかということについては、われわれはそういう希望を大臣並びに参議院の各位に対して要望書として御参考に出しておりますが、そういう意味において買取機関はぜひ一つ作つていただいて、今あなたのお話の点を調整したいと考えております。

○佐久参考人 ただいまの合理化計画のもとでは五千五百万トンということになっておりますが、これを将来もつとふや希望があるかどうかという御質問のように伺いましたが、今三十三年度に比べて価格を三十八年度に千二百円下げるといふその合理化の途上にありまして、この五千五百万トンの消費確保が非常に困難な状態に追い込まれておるわけでありまして、私どもとしては五千五百万トンは最低線としてどうしても確保したい、こういうふうな考えておりますし、将来さらにコストあるいは流通経費の引き下げによつて消費者にサービスをしなから、それ以上の石炭の消費というものを消費者の協力を得て拡大していきたい、こういう希望は持っております。

それからもう一つ、総合エネルギー政策の問題ですが、これは新聞にいろいろなことを書いてあるようでありまして、けれども、石炭業界自体で総合エネルギー政策が完成されたという状態はなっておりません。関係のエネルギー、つまり電力とか石油の関係と寄り寄り相談をして、何か三業界とまつた考え方が出ればということと検討をいたしておる状態でございます。

○板川委員 時間がございませぬからこれでやめますが、石油連盟の南部さんにお伺いいたしますが、従来のアラビア石油の引き取りは自由化になった一つごめんをこうむる、こういうことが新聞等でしばしば報道されております。なぜ自由化になるとごめんこうむるかと、アラビア石油も民間会社じゃないかと、わしの会社はアメリカと資本提携をしておりますから、従つて、資本提携の際の契約によつて、外貨割当制度で政府から押しつけられた場合はやむを得ないが、自由化になった場合にはよその会社の油を買うことはできないということがしばしば報道されておる。事実それが実際じゃないかとわれわれは思つておるので、現在でもそういう考え方には変わりないかどうか、今のままでいけばアラビア石油の配給は十月以降はごめんこうむる、こういう態勢でおるのかどうか、これを一つお伺いいたします。

それから佐久さんにお伺いします。が、一体石炭産業として最低これ以下じゃ困る、これじゃ致命的に打撃を受けちゃうから、これ以下じゃ困るといふ最低の線というものは、どの辺を考へておられますか。これが実は聞きたい。

それからもう一つ、どんな石油がふえて参りますと、その場合に、特に北海道とか九州とかの産炭地に大きな製油所ができる可能性もあるでしょう。北海道の石炭の場合には比較的能率がよいということで、競争力も強いようでありまして、たとえば九州地方に大きな製油所ができたような場合には、石炭業界に与える影響というものは、重要な点かと思つております。九州石油ができるかという点も聞いておるのですが、こういう点について石炭業界としてどういふような考え方を持っておるか、この点を一つお伺いいたします。

○南部参考人 アラビア石油の引き取りは、今日に至るまで、あるいはことしの六月までは順調に各社ともそれぞれ引き取っております。自由化になった場合にどうか、こういう御質問でございますが、業界全体のムードといたしましては、できるだけ限り引き取らねばならぬという考え方を持っております。アラビア石油もやはりプライベート・カンパニーと申しますか、私設の普通の株式会社ではないか、ですから外国会社と差別をする理由は別に何もありません。アラビア石油をなるべく使おうということについては、十分善意ある考慮を払ひ、基本的にそういう考え方は今日に至つてもある、かように考えてよろしいと思つております。ただ引き取ります量でございますが、たとえば今大体月間十四万キロリットルないし十五万キロリットル程度であります。これが七月は三十万、八月は四十万、九月は五十万、十月以降八

十万というようにことに相なつて参りますと、年間にわゆる一千万キロリットルペースになります。その場合に最大限の程度引き取り得るかという問題がおのずから出てくる、かように考へております。業界全体として最大限だけ引き取れるかという線は、まだ出ておりません。品質上の問題もございまして、この点については目下検討中でありまして、しかし、できるだけ引き取ろうというムードにはなつておるのでありますが、御指摘のような点はなきにしもあらず、今後問題の起こる可能性はあるということでございます。

からいえば、それが円滑に計画通り進めば、大体競争ができるのではないかと、大體競争ができるのではないかと、というふうな考へております。

○早稲田委員長 齋藤三君。
○齋藤(憲)委員 石油界のエキスパートがおいでになりましたから、参考のために一つ簡単に伺いをいたしておきたいと思ひます。ただいま御陳述を承りましたお三方は、相異なつた立場においていろいろ御意見の御開陳をされたのでありますが、南部参考人の結論は、統制をやる意味における法律でない限り、時限法程度ならばやむを得ないというふうなお考えのように承つたのであります。また三村参考人の御開陳は、大いにやつてもらわなければいかぬ、これでも弱い、特に国内石油資源の保護育成及び民族石油の将来に對しては大いに行政指導を強化していく、あるいは将来においては買取機關の強力な設備等をやつて、あくまでも国内石油資源及び民族石油資源の保護育成をやつてもらいたい。また佐久参考人の御意見は、石炭というものを総合エネルギーの立場において将来立ち行くようにやつてもらいたい。そういう意味においては石油業法は当然あつてしかるべきだ、こういう御意見のようになつたのでございまして、これはおのおの立場において当然の御意見だと思ひます。ただ、立法措置として、これら相異なつた御意見を一つの法律にしぼつて効果あらしめようというのでありますから、法律といふものは、きわめてむずかしい作業であると思ひます。通産当局もいぶんこれに對しては頭を悩ませてこの法律案を作つたんだらうと思ひますが、自主統制でいけるなら

ば最も望ましい形であるということ、私は、私も自由主義経済の今日において肯定するのであります。ただし貿易の自由化に對処いたしまして、昭和三十六年度四千万キロリットル、あるいは十年後には一億にも達せんとする膨大なエネルギー源、しかもその九〇数が輸入に待たなければならぬというふうな状態において、政府といふものは、何らかの処置を講じなければならぬといふ立場において、この石油業法を立案したんだというところは認め願ふと思ひますが、通産当局も、絶対官僚統制をやらぬ、こういうことを言明しておりますので、私たちがそれを信じておるわけでありまして、同時に、この法律は、御承知の通り、罰則規定がきつてルーズでありまして、これを犯しても別段大した罰則があるというわけではありせんので、こういう法律案はこの国会において審議をして、いろいろ意見は出ましようけれども、結局通過するといひまして、私も、私といたしましては、やはり業界の自主統制というものが根本となつて、この法律というものが運行されなければならぬ、またその自主統制を行なうだけの石油業界における良識というものは、存在する、こういうふうには考へておるのでございまして。

うものと思ひをいたして、りつぱに、市場混乱を来たすことなくやり得るといふ御自信をお持ちになつておりますか。そういう点に對して一つ御高見を拝聴したいと思ひます。

○南部参考人 ただいまの齋藤先生の御質問にお答え申し上げます。この法律はきわめてゆるやかなる法律であるが、お前は、この法律の運行にあつて、業界の自主的な規律、自主的な秩序確立を期する自信ありや、こういう御質問と存じ上げるのであります。はなはだ微力でございますが、自主的な秩序確立に自信があれば、この法律はおそらく役所でもお考えにならなかつたことを、かよう考へておるので、その点まことに遺憾にたえないのでございまして、今齋藤先生、上げた下げたりで、だいたい閉口するのであります。が、業界が、先ほど申し上げましたように、昭和九年以来、石油業法あるいはそれに引き続く価格統制、配給統制、あるいは一部専売を行なわれたいこともあつたのであります。その後昭和二十年から二十五年、五年間のプランクは、おそろしく輸入原油を処理する工場は、占領軍としては許可せざる方針ではなかつたかと私も思つておつたのでございまして、これが国際環境の変化に伴つて、二十五年に許可せられ、その当時の状況から見ると、原油の長期安定確保ということが今日の状況と全く異なつた面があつたわけでございます。長期安定したる原油の確保をまず第一に経営者としては考えなければならぬといふ状況で発足したわけでありまして、今日は世界的な原油の過剰でございます。しかも日本の経済成長は、御存じのごとく、目まぐる

しいほど、また世界が驚嘆するほどの経済成長を示しておる。その精製能力において、自由陣営においては、アメリカに次ぐといふような膨大な石油精製設備を現に保有しておる。しかも日本の経済は将来信頼するに足るというところでありますので、日本は各石油産業国から絶好の市場であるといふことで、目下買手市場に相なつておるわけでございます。従ひまして、製品の販売におきまして、相当苛烈なる競争を現に行なつておるのであります。私どもは、得る限りこの法律の枠内において、かつ自由化に突入するにあたりまして、何らかの法的規制を必要とするということには、私ども異存はないのであります。この法律の枠内におきまして、でき得べくんば、それぞれその分によつて自主規制をできるような規律が今後できまうように、十分の努力を、微力でございますが、していききたい。そうでない、この法律の運用はまことに困難な状態になり、また最も私どもいやだと思ひます。官憲統制に動かざるを得なくなるのではないかと、かように考へておるわけでありまして、この点については、将来にわたつて、微力でございますが、業界人としては、その責任の重大さを痛感いたしまして、十分の努力をいたしたい、かように考へておる次第でございます。

○齋藤(憲)委員 だれが読んでみしても、この石油業法で市場の攪乱を防止したり、あるいは過当競争を防止しようとするには力が足りないもので、もつとやるならば、徹底した統制を意味したところの法律を作るといふことにな

○佐久参考人 石炭生産量の最低量というものは、絶対的な単一的なものはないと思ひます。ただ与えられたいろいろな条件によつて最低線といふものがおそろしくまつてくるだらうと思ひます。現在の状況で価格条件、あるいは一番大きく支配されるのは炭鉱の整理によつて生ずるいろいろの社会問題、こういうものをどこまで処理できるかといふことによつて、最低線といふものはおのずから変わるうかと思ひますが、私も、私は現在の五千五百万トンというものが最低線というふうに一応考へております。

それから産炭地の製油所の問題であります。これは確かに九州でも現にその計画があるやに聞いております。また、北海道でもそういう計画をしておるといふふうなうわさも聞きますけれども、産炭地において油の消費がほとんどふえていくといふことは、九州と北海道が産地でありますから、それだけ打撃が非常に大きいわけでありまして、今石炭計画がしておる価格条件

は、最も望ましい形であるということ、私は、私も自由主義経済の今日において肯定するのであります。ただし貿易の自由化に對処いたしまして、昭和三十六年度四千万キロリットル、あるいは十年後には一億にも達せんとする膨大なエネルギー源、しかもその九〇数が輸入に待たなければならぬというふうな状態において、政府といふものは、何らかの処置を講じなければならぬといふ立場において、この石油業法を立案したんだというところは認め願ふと思ひますが、通産当局も、絶対官僚統制をやらぬ、こういうことを言明しておりますので、私たちがそれを信じておるわけでありまして、同時に、この法律は、御承知の通り、罰則規定がきつてルーズでありまして、これを犯しても別段大した罰則があるというわけではありせんので、こういう法律案はこの国会において審議をして、いろいろ意見は出ましようけれども、結局通過するといひまして、私も、私といたしましては、やはり業界の自主統制というものが根本となつて、この法律というものが運行されなければならぬ、またその自主統制を行なうだけの石油業界における良識というものは、存在する、こういうふうには考へておるのでございまして。

うものと思ひをいたして、りつぱに、市場混乱を来たすことなくやり得るといふ御自信をお持ちになつておりますか。そういう点に對して一つ御高見を拝聴したいと思ひます。

○南部参考人 ただいまの齋藤先生の御質問にお答え申し上げます。この法律はきわめてゆるやかなる法律であるが、お前は、この法律の運行にあつて、業界の自主的な規律、自主的な秩序確立を期する自信ありや、こういう御質問と存じ上げるのであります。はなはだ微力でございますが、自主的な秩序確立に自信があれば、この法律はおそらく役所でもお考えにならなかつたことを、かよう考へておるので、その点まことに遺憾にたえないのでございまして、今齋藤先生、上げた下げたりで、だいたい閉口するのであります。が、業界が、先ほど申し上げましたように、昭和九年以来、石油業法あるいはそれに引き続く価格統制、配給統制、あるいは一部専売を行なわれたいこともあつたのであります。その後昭和二十年から二十五年、五年間のプランクは、おそろしく輸入原油を処理する工場は、占領軍としては許可せざる方針ではなかつたかと私も思つておつたのでございまして、これが国際環境の変化に伴つて、二十五年に許可せられ、その当時の状況から見ると、原油の長期安定確保ということが今日の状況と全く異なつた面があつたわけでございます。長期安定したる原油の確保をまず第一に経営者としては考えなければならぬといふ状況で発足したわけでありまして、今日は世界的な原油の過剰でございます。しかも日本の経済成長は、御存じのごとく、目まぐる

しいほど、また世界が驚嘆するほどの経済成長を示しておる。その精製能力において、自由陣営においては、アメリカに次ぐといふような膨大な石油精製設備を現に保有しておる。しかも日本の経済は将来信頼するに足るというところでありますので、日本は各石油産業国から絶好の市場であるといふことで、目下買手市場に相なつておるわけでございます。従ひまして、製品の販売におきまして、相当苛烈なる競争を現に行なつておるのであります。私どもは、得る限りこの法律の枠内において、かつ自由化に突入するにあたりまして、何らかの法的規制を必要とするということには、私ども異存はないのであります。この法律の枠内におきまして、でき得べくんば、それぞれその分によつて自主規制をできるような規律が今後できまうように、十分の努力を、微力でございますが、していききたい。そうでない、この法律の運用はまことに困難な状態になり、また最も私どもいやだと思ひます。官憲統制に動かざるを得なくなるのではないかと、かように考へておるわけでありまして、この点については、将来にわたつて、微力でございますが、業界人としては、その責任の重大さを痛感いたしまして、十分の努力をいたしたい、かように考へておる次第でございます。

○齋藤(憲)委員 だれが読んでみしても、この石油業法で市場の攪乱を防止したり、あるいは過当競争を防止しようとするには力が足りないもので、もつとやるならば、徹底した統制を意味したところの法律を作るといふことにな

れば、業界の一番きらいな統制に移行していく、そこに私は業界の自主的な態度を強く要望するのであります。一つ石油連盟の重鎮におられる南部参考人におかれましては、十分その点を留意して今後善処されんことを私からもお願いしたいと思ひますけれども、とにかくこの石油のエネルギー的価値というものは、日本においてはもうすでにオイルマイティであります。そこで一つ参考のために伺つておきたいのは、これはとにかく売れるときにはほとんど売れるが、しかし、一朝事あるときにびたつと止まつてしまつたら、日本の産業というものはそれでお手上げであります。いかに外油が安く入つてきて、日本の産業を育成しつゝあるといつても、いつか支障がきて油が入らなくなつてしまつと、日本の産業はお手上げになるといふことは、ナショナル・セキユリテイという立場から見ますと、一まつつ不安がどうしても残るわけでありまして。そこで私の考え方といたしましては、そのランニング・オイルは別といたしまして、今日の事態において何らかの善後措置を講じ得る期間、二月ないし三月というものは、いかなる支障がきても、日本の産業エネルギーとして石油は事欠かないという態勢に持つていくということが、国家の施策として、また業界の一つの責任と言つては語弊がありますけれども、日本に對する義務として、ここに備蓄というものをやる必要があるのではないかと。ただ売れるからどんどん売つていくのだ、それで工合が悪かつたらさつとどめるのだ、とめられた日本というものは一体どうなるかといふと、みんな産業が麻痺してしまふとい

うようなことでは、ほんとうの日本の堅固なエネルギー対策というものの確立はないといふことになるのです。こういう点に對して、大きな備蓄政策というものをやらなければならぬのじゃないかといふふうに考えるのであります。この点に關しましては、南部参考人はどうお考えになりますか。

○南部参考人 石油の供給を安定せしめるために備蓄が必要と思ふかどうかという御質問と思ふのであります。現在のところ、製品としておおむね一カ月分、原油といたしましてランニング・ストック約一カ月分程度のものは、これは通常の経営において保有いたしておるわけでありまして、このほかに有事の際の備蓄といふことに相なりますと、戦前行なわれました石油業法は、各石油会社が、その精製工場において精製する原油の六カ月分の石油の義務を課しておつたのであります。その石油の義務に對しては、その石油施設の建設費、償却並びに原油貯蔵に對する経費負担といふような点は、国家が補助をして行なわせておつたわけでございます。当時の状況と今日の状況と異なりまして、今日におきましては、おおむね一カ月分と申しまして、四百五十万キロリットル近いわけでありまして、これを貯蔵するといふことになりまして、大体四百五十万キロリットルと、五万トンのタンクの八〇％を働かすといふことになりまして、最近の消防法の規定によりまして、防油堤その他敷地面積の規制等ありまして、五万トンのタンクですと、一基についておおむね五千坪ないし六千坪の敷地を必要とする。そこへ一基建てるといふ

ようなことでございますので、相当膨大な敷地と膨大な建設費を必要とする。百万キロリットルといたしましておおむね三百億近い経費を必要とするのではなからうか、かように思ふのであります。しかしながらこの件に關しましては、ヨーロッパ諸国においても、最近パイプラインが相当発達しておるヨーロッパにおきまして、多少の備蓄を必要とするではないかという論議が目下戦わされておるやに聞いておるわけでありまして。この備蓄問題につきましては、私もどもいたしましては、現在のようなボタンの戦争の状態に相なつておるときに、そう手間ひまの要るような輸送せられる状態はもうない。なおその他に供給支障を生ずるおそれありといふことになりまして、これはもう自由主義国家群に日本がおります限り、自由主義国家相互の国家間の信頼の問題でありまして、ちよつとその辺のところは——たとえばスエズ運河の問題が起きましたときに、やはり自由主義国家群はベネズエラの増産を行なつて、中東の原油がヨーロッパに供給できない場合は、ベネズエラから供給するといふ非常態勢を英米はとつておるわけでございます。当時日本としても万一のことを予想して、英米に對してはおそらく政府は、万一の場合は配分計画の中へ日本も忘れないで入れるといふことを話されたことと、私當時のことを想起しておるわけでございます。そのことで一つ、あるいは備蓄を必要とするといふにしても、せいぜい百万トンとか二百万トンとかいふようなところではなからうか。敷地の問題その他からいたしまして、敷地をめぐり困難な問題だと思ふのであります。

す。

○田中(武)委員「議事進行」と呼ぶ

○早稲田委員長 ちよつとお待ち下さい。委員諸君にお願いをいたしますが、時間に制約がございますので、一問一答形式でなく、質疑事項をまとめて発言下さるよう御協力をお願いいたします。

○田中(武)委員 私の言わんとするのはそれだったので。それに参考人の方から意見を聞くのが目的なので、こちらが演説をぶつべきではない。従つて、まとめて参考人の方に聞きたいことを言つてしまつて、そして参考意見を聞く、一発主義でいつてもいい。そうでなかつたら、こんな一問一答の形式でやつておつたら、今晚夜中までかかりまして。参考人の方にも御迷惑をかけますし、二時から本会議ですから、そのようにお願いしたいと思ひます。

○早稲田委員長 簡単に願ひます。

○齋藤(憲)委員 それではまとめて一御質問申し上げます。

ただいまの備蓄の問題は御意見として承つておきます。

もう一つ南部参考人にお伺ひいたしたいのは、外油の引取契約であります。これは外資導入によつて製油会社を作りますといふと、その裏には外油の引取契約がある。これを、今後製油工場を拡張していくために外資導入してきたときに、この引取契約というものを従来通りやらないで、今後広がっていくところの取引の二〇％、三〇％というものをだけを外油に割り当て、あとはフリーな契約に持つていくといふことができればどうかといふことですか。

それから、次に三村参考人にお伺ひいたしますが、なるほど国内石油資源の保護育成といふのは、われわれも年来の念願としてやつてきたわけでありまして、今日のように貿易自由化が行なわれて、そうして外油がどんどん入つてくる。国内の石油といふものはパーセンテージにしてわずか一％か二％、悪い言葉で言ううと、あつてもなくもないじゃないかという議論さえあるわけなんです。この際今までの石油資源開発会社の業務のあり方を徹底的に変えてそして探鉱専門の国策会社に切り変えていく。そうして財政投融資でなくて、政府出資によつてあらゆる有望地点にボーリングをやつて、そして出てきたならば全部これを埋蔵せしめておいて、いわゆる国内に貯蔵するところの石油の埋蔵量を的確に調査をしていくという業態に変えていつて、そうして一朝何か支障があつた場合に一挙にして探油の方向に変えていくといふことが、私は将来日本の国内の石油資源といふものを有効適切に使う方法としては、一つの方法ではないかと考えておりますが、それに対して一体どういふふうにお考えになつておりますか。もちろんこの問題と並行いたしまして、天然ガスの埋蔵調査といふことも、申し上げるまでもなく同列であります。

最後に佐久参考人にお伺ひいたしたいと思ふのでございますが、日本の石炭のあり方、これは何と申しまして、石炭といふものは、日本においては非常に大きなエネルギー源であらうといふことには間違いないと思ふのであります。それは二百億トンの埋蔵量があるといふのでありますから、日本

の資源という立場から申しますと、総合エネルギーの立場においては、石炭というものは依然として大きなウェイトを持つておられるのであります。そこで、これは一つのお考えを伺うのでございますが、この石炭対策に関する抜本的な方法といたしましては、今五千五百万トンの量と千二百円のコスト・ダウンというものが考えられ、そして石炭の合理化が行なわれておる。もちろんこの五千五百万トンの量と千二百円のコスト・ダウンということからは、これはきまつたことでございますからやめる。石炭の合理化もやる。しかし二百億トンの石炭というものは、まだまだ探鉱すべきところのものがたくさんあると私は思うのであります。そこで石油資源開発会社と同じように、探鉱を国家の力でやるような特殊会社を作つて、新しいりっぱな近代の炭鉱として育成のできるような山をどんどん見つけて、そしてこの作業には合理化によつて余つたところの労力を使つていく、そしていつか石油というものが支障を来たしたときに、また新しい石炭の消費の道が見つかったときに、これを開発していくということですが、私は石炭を抜本的に将来性を持たせる一つの考え方じゃないか、さように思つておられるのでありますが、これらに對して簡単によろしうございませうから、御所見を承りたいと思ひます。

○南部参考人 外資を導入する場合等を含めまして、外国からの原油の輸入契約の場合、義務として、契約条項として入れるパーセンテージを制限できないかという御質問と承りました。外資を導入する際、その他を含めまして、外国から原油を買う場合——御存

じの通り、日本は九八%、九九%まで外国から輸入いたさなければならぬものでございませうが、その原油購入契約の一条項として金銭の長期貸借が伴つておられることとございませう。これは私契約上の問題でございませう、私企業としては全体の利害判断に立つてやることでありますが、これを何パーセントにすることは、経営者としては総合判断の上から考えるよりいたし方がない。ただ国としてこれに對してどう考えるかということとは、おのづから別問題である、かように私は考へておる次第でございませう。

○三村参考人 ただいま齋藤先生から、調査探鉱の方に改組したらどうかというところでございませう。これはそういう議論もあるし、またわれわれも考へました。大体石油資源開発会社ができたときに調査探鉱を主にするものだと思つておられますし、私たちが現在でも調査探鉱を主にして、そうして国内の隠れたところの地下資源を開発するといふことが主であると思つております。しかしながら探鉱会社みたいなものになつてしまつて、掘つたものはそのまま閉めておくのだ、ガスも閉めておくのだといふことを考へた場合に、一番問題は、全国にわたつて調査探鉱をやるといふことが大事であると思ひます。ところが全国にわたつて調査探鉱をするといふは、鉱業権の問題がはたしてどうであるか、これは大へんなことだと思ひます。今でも調査探鉱をしようと思つていくと、すぐにそこにならぬ張りを張つてしまつて鉱業権を設定してしまふ。まだわれわれがやらぬうちから鉱業権を設定するから、われわれは極秘のうちに地質探

鉱なり基礎調査をやつていくといふことになつておりますが、こういうことについて鉱業権を全部買ひ取つてしまふとかいふことでもなければ、これは大へん莫大な金がかかるのではなからうかと思つておりますが、その資金源はどうするか。現在でも調査探鉱費は微々たるものであります。われわれはこの第二次五カ年計画で百十九億円の調査探鉱費を要望しております。第二次計画として通産省でお作りになりました省議決定でもそうなつておりますが、しかしながら第一年度においてわずかに政府出資は四億圓にすぎません。来年度はどうであらうか、おそらくその前後でございませう。そうすると百十億ぐらいの金というものは、われわれ会社でみずから作らなくてはならない。それは何かというところ、要するに売つた金でやれということである。こういうふうな状態になつておる現状から見ても、調査探鉱費として政府が全国にわたつての鉱区を自由に掘つてよろしい、自由に調べてよろしい、そして、できたならば、そこに鉱床があるならばそれを掘つてよろしいといふことにするならば、これは資金面が大へんなことだと思ひます。その点がどうであらうか。私よくわかりませんが、齋藤先生は最もお詳しくと思ひますので、その辺はかえつてお伺ひしたいと思ひます。

それとも一つは、発見したものはそれを掘つて出すといふところに情熱がわいてくるのであつて、発見したがそれをほおつておけといふと、台所で年中奥さんは働いておるが、うまいものは主人公が食ふといふことになる

おかしなものでして、やはりそういうふうなことがありますから、発見したならばそれを自分が売るのでいふところ、情熱もわいてくるのではないかと思ひます。そういう人間は機械的な気持もありまふし、ですからその辺のところは理屈ばかりでもいきかねると思つております。しかし、あくまで調査探鉱に主力を置くといふ点はきつめて御同感でございませう。しかしながら、それを実行する上においては非常に困難があるだらうと思ひますので、われわれは抜本的なことはむしろほかの方法ができてから考へていいのではなからうかと思つております。従つて私は、その買取機關のようなものをまず第一に考へていただきたいといふことをつけ加えてお願いを申し上げる次第でございませう。

○佐久参考人 石炭について、国が出資をした特殊会社で探鉱をするといふような、そういう規模の大きな形では現在探鉱をやつておりませんが、新しい炭田地区のボーリング調査といふものは、政府の年々の予算で現在でもやつております。ボーリングといふのは、数量と同時に炭質の調査も入つておるわけでございます。ただ、今すぐにならうという地点に開発の手が伸びるかといふと、立地条件がいずれもだいたい悪い關係で、探鉱会社も手をつけないうといふ地域でございませうので、開発そのものはやはり将来の問題だと思ひます。

○齋藤(憲)委員 もう一つ、御議論を申し上げるわけではございませんが、誤解があるといけませんので一言だけ申し上げておきたいと思ひます。私の申し上げました探鉱を主としてという

ことは、これは私がドイツに参りましたときに、ドイツは全部国内の石油資源を探鉱して、みんな伏せてある。そして大体全国の調査が終わつたときに計画生産をやつておる。でありますから、もちろん掘つてたくさん出てきて時価で十分間に合うものは自由に売つてもいい、間に合わないやつをわざわざ損して売ることが私はいかがかと思ひます。そこで私が申し上げたのは、核燃料物質の探鉱臨時措置法があるように、石油埋蔵調査臨時措置法というやうなものを作つて、鉱区の所有が何人にかかわらず、国家の力で埋蔵量の調査をしていく。そうすると、日本の地下に埋蔵してあるところの石油が全部わかるから、計画生産ができるんじゃないか、そういう意味におけるところの考え方は、将来の国内の石油を保存する意味においてどんなものであるかといふ御質問を申し上げたわけでありませう。

○三村参考人 よくわかりました。非常にエキスパートの先生のお話でございませう。十分にまた考へさせていたいただきたいと思ひますが、先ほど申し上げたやうな次第でございませうので、さしあたりすぐに私の方ではこれをどういふわけにはいかないと思ひます。よく一つ慎重に考へさせていただきたいと思ひます。

○早稲田委員長 田中武夫君。○田中(武)委員 さつきの発言に従ひまして再質問はいたしません。従つて簡単に要領よくお答え願ひたいと思ひます。

○南部参考人 外資を導入する場合等を含めまして、外国からの原油の輸入契約の場合、義務として、契約条項として入れるパーセンテージを制限できないかという御質問と承りました。外資を導入する際、その他を含めまして、外国から原油を買う場合——御存

じの通り、日本は九八%、九九%まで外国から輸入いたさなければならぬものでございませうが、その原油購入契約の一条項として金銭の長期貸借が伴つておられることとございませう。これは私契約上の問題でございませう、私企業としては全体の利害判断に立つてやることでありますが、これを何パーセントにすることは、経営者としては総合判断の上から考えるよりいたし方がない。ただ国としてこれに對してどう考えるかということとは、おのづから別問題である、かように私は考へておる次第でございませう。

○三村参考人 ただいま齋藤先生から、調査探鉱の方に改組したらどうかというところでございませう。これはそういう議論もあるし、またわれわれも考へました。大体石油資源開発会社ができたときに調査探鉱を主にするものだと思つておられますし、私たちが現在でも調査探鉱を主にして、そうして国内の隠れたところの地下資源を開発するといふことが主であると思つております。しかしながら探鉱会社みたいなものになつてしまつて、掘つたものはそのまま閉めておくのだ、ガスも閉めておくのだといふことを考へた場合に、一番問題は、全国にわたつて調査探鉱をやるといふことが大事であると思ひます。ところが全国にわたつて調査探鉱をするといふは、鉱業権の問題がはたしてどうであるか、これは大へんなことだと思ひます。今でも調査探鉱をしようと思つていくと、すぐにそこにならぬ張りを張つてしまつて鉱業権を設定してしまふ。まだわれわれがやらぬうちから鉱業権を設定するから、われわれは極秘のうちに地質探

おかしなものでして、やはりそういうふうなことがありますから、発見したならばそれを自分が売るのでいふところ、情熱もわいてくるのではないかと思ひます。そういう人間は機械的な気持もありまふし、ですからその辺のところは理屈ばかりでもいきかねると思つております。しかし、あくまで調査探鉱に主力を置くといふ点はきつめて御同感でございませう。しかしながら、それを実行する上においては非常に困難があるだらうと思ひますので、われわれは抜本的なことはむしろほかの方法ができてから考へていいのではなからうかと思つております。従つて私は、その買取機關のようなものをまず第一に考へていただきたいといふことをつけ加えてお願いを申し上げる次第でございませう。

○佐久参考人 石炭について、国が出資をした特殊会社で探鉱をするといふような、そういう規模の大きな形では現在探鉱をやつておりませんが、新しい炭田地区のボーリング調査といふものは、政府の年々の予算で現在でもやつております。ボーリングといふのは、数量と同時に炭質の調査も入つておるわけでございます。ただ、今すぐにならうという地点に開発の手が伸びるかといふと、立地条件がいずれもだいたい悪い關係で、探鉱会社も手をつけないうといふ地域でございませうので、開発そのものはやはり将来の問題だと思ひます。

○齋藤(憲)委員 もう一つ、御議論を申し上げるわけではございませんが、誤解があるといけませんので一言だけ申し上げておきたいと思ひます。私の申し上げました探鉱を主としてという

こういうことがその土台であつたようでありました。そこで、現在の石油業界のあり方、すなわち国際資本にあまりにもたより過ぎておる、日本が自由に選択し得るものは、大体一五ないし二〇%くらいである、あとは全部外国のシェアがついておる、こういう状態の現在の石油業界のあり方についてどう考えておるかという点が一点。

もう一点は、先ほど板川君も問題にいたしました、十五条、これは標準価格の問題であります、これは、あなたは暴騰したり下落したりと言つておりますが、法律の解釈は若干違います。それはそれといたしまして、この法律がもてたとして、販売価格の標準額が指示せられた場合は、どういうように業界としてやっていかれようとしておるか、それをお伺いしたい。というの、著しく「下落するおそれがある場合」ということにかかるわけですが、これは不況カルテルの問題と関連をしますのでお伺いしておきたいと思つておられます。

それからさらに、先ほどの齋藤委員の質問に対する答弁、いわゆる外資導入に対する長期引き取り契約、購入契約についてのあなたの意見と私の意見は違ひます。しかし、これはここで論議をいたしません。あなたの御意見は独禁法から見てもおかしいと思つておられます、それは議論はいたしません。

次に三村参考人にお伺いいたします。あなたは、先ほど鉱業連盟傘下の四社いずれも製油所を持たないと言われる。現実はどうでございますか、将来製油所を持つという計画があるのかどうか。それは、たとえば石油資源開発株式会社は法律によつて業務

の範囲がきまつておる。従つて、第七條の業務の範囲をどう解釈するかということになるのだが、これは製油を含まない、こういうことで、できない、あるいはまたアラビア石油はサウジアラビアとの利権協定の五條、この一貫の操作という問題からこれは持たない方がいいのだ、こういうような考え方の上に立つておられるのか、それとも、この四社の中では将来製油所を作ろうというお考えがあるのかどうか、それをお伺いいたします。

佐久さんに対しては、あなたがたおっしゃつたように、この法律は石油だけを考へて、石炭対策というものを考へずにやつておる、そういうことは事実でございます。しかし、政府は三條三項において、他のエネルギー源とあわせて供給計画を立てることにまつて石炭を考へるのだ、こういつておりますが、これは考へられていないことは、あなたの考へる通りであります。そこで現在本院におきまして、当面の問題として石炭対策特別委員会を設けて石炭の問題をやつておるのであります。しかし、石炭は石炭だけで解決するものでないと思つて、従ひまして、総合エネルギー政策、この上立つて業法をなめたところの意見を聞きたい、このように思つておられます。

○南部参考人 田中先生の御質問はフリー・ハンドが全原油の輸入総額の二〇%程度くらいしかないではないか、それに對してお前はどうか考へるか、こういうことと了承いたします。フリー・ハンドは今日のごとき買手市場に相なつております状況下においては、なるべくフリー・ハンドの方が望ましい

い。ただし原油の供給の長期安定という観点からいたしますならば、コンペティティブ・プライスで、競争価格であるならば、私はあえて非難するにあつたらない。特に先刻申し上げましたように、建設資金の關係もございまして、建設資金を得るためにローンをする、ローンの一条項として原油を買うというところで、その価格が不当である場合は、これは私はいかぬと思つております。まあ通常の商業ベースの価格であるならば、これもまたいたし方がないが、しかし、買手市場であります今日、なるべくフリー・ハンドが多いことが望ましい、かように考へております。

次の第十五條の公示価格でございますが、公示価格を政府が示した場合に業界はそれをどう受け取るか、こういうことでございまして。私はできるだけ、公示価格が出た場合においては業界はそれに従うように、それを尊重するように業界の態勢を作りたい、かように考へております。公示価格の出た場合においてもなおかつ不当の競争を行なわないように自粛したい、かように考へております。

○田中(武)委員 それのやり方によつては、不況カルテルの關係はどうですか。

○南部参考人 これは独禁法との關係は私よくわかりませんが……

○三村参考人 ただいま田中先生の御質問でございますが、連盟としては製油所を持つという考へは今ございませう。それから石油資源開発会社としては法律に急遽かつ計画的に国内の資源を開発ということでありまして、今お話の通り、あそこの事業の中には製

油所を持つということもございませう。またあくまで調査探鉱に主力を置く、そして国内の地下資源の開発ということでありますので、わが社としては皆様方なり政府なりがまた法律案をお出しになって改正されたとすれば別でなければ、われわれの方として今そういう考へはありせん。

それからまた同時に先ほど申し上げました通り、自由世界において第二位の製油施設を持つていふという日本であまりよい金を使わぬようにするのがほんとうじゃないかと思つておりますので、二重投資にならぬようにできるだけお互いにも調整していかれる必要があるだろうと思つておりますが、増産するに従つてやむを得ぬといふことはありましようけれども、われわれとしては今のところそういうことは考へておりません。アラビア石油としましては、これは私もよく知りませんが、製油所を持ちたいという氣持を聞いております。大阪と静岡に製油所を持ちたい。しかしそれはあくまで別会社にするというふうに聞いております。

○佐久参考人 石炭の政策が一応合理化計画で定まつたことは御承知であります、今までは年々の外貨の割当をやる際に、その年の総エネルギー需要額がこのくらい、その中で石炭の生産がこのくらい、油の輸入がこのくらい、それに基つて外貨を割り当てる、こういう方法で一つの全体の計画というものが立つたわけでございまして。ところがこれが自由化されますと、その方法が立たなくなる。この石油業法自体は石炭対策でないということを説明されておりますが、私もそう思ひますが、

その法律ができる効果、この点はやはり石炭の立場から見ても相当私は重大だと思ひます。従ひまして、年々の石油の精製計画とか、あるいは輸入計画というものがどういふふうにならなければならないかというところは国内の石炭の消費がどこまで確保されるかということと大きな關係がありますので、そういう石油計画をきめる際には、やはり総合エネルギーの見地に立つて既定の石炭が侵害されないような、数量的に侵害されないような計画を立てていただく、こういうふうな思ひます。

それから同時に価格の問題も、石炭の場合には消費者が今千二百円下がるというところで一応大口の消費者は了承したいておられますけれども、石油がむちやくちやに下がるということになりますと、その一応の了承さえ私はくずれるおそれなきにしもあらず、こういうふうな思ひますので、価格もある合理的なところで石油価格がきまつていくということが望ましい、こういうふうに考へております。

○早稲田委員 久保田君。

○久保田(豊)委員 時間がありませんから、四點だけをお伺いしたいと思ひます。

南部さんに第一にお伺いしたいのは、国民全体の経済の観点から見ると、各産業ともに原材料を入れたら同時に、やはりその製品なりなんなんの輸出というものを考へて、産業ごとの輸出入のバランスを確保するという観点がなければ、これからの日本の経済、特に外貨が非常に窮乏になつた際には、私は非常に困難だと思つております。もちろん原油というものはほかの原材料とは性格が違ひますから、

い、かように存じます。

アラビヤ石油、スマトラ石油の引き取りを、お前らさつと引き取つたらよさそうなのだ、こういうことでございませう。この引き取らない原因があるのかというところでございますが、今日まではスマトラ石油につきまして、私ども石油業者がそれぞれ出資者、株主でございませうので、これはかく申し上げると三村さんにかと思ひますが、北スマトラの油田は、御承知の通り、八十万キロをこえて増産せられた部分の四〇％が入るわけでございます。従ひまして、この輸入数量は、かりに二百万キロ出るようになりますと、八十万キロ引いた百二十万キロの四〇％でございますので、大体五十万キロ程度のものでございます。こ

これは数量的にも大した問題もございせんし、私どもも出資者として考えなければなりません。

アラビヤ石油でございますが、これは先ほど御指摘になりましたように、ひもつきその他があるのではないかと、この点も確かであるわけでございまして、もう一点お考え願いたいのは、これは相当に硫黄分が多いのでございまして、大体一七、八%ガソリンを取りますと、残りは全部重油に相なります。その重油の硫黄分の含有率は相当高いので、これは発電用には、現在の規格ではお使用願えない。何かほかのものと調合して、そして規格品を作らなければならぬという技術上の問題が伴っているわけでございします。従って、一面からはフリー・ハンドがないということと一面からは品質上の問題がある。従って、出ただけすべて取れということになりますと、一千万トンでどんどん、消費にかまわず、出たものを全部引き取れということになりますと、そこであるいは何百万トン引き取り得るか、その辺がまだ業界全体としての趨勢がまとまっておりませんが、先刻申し上げましたように、できるだけ引き取るというムードができていくわけでございします。今日まで大体百五、六十万キロを、無難に、トラプルなく引き取っている現状でございします。ただ月間五十万キロ、七十万キロという数字になりますと、相当の数量でございします。多少その辺に引き取り得る限度が出てくるであろう、かように考えているわけでございします。御了承願いたいと思ひます。

○三村参事 人 私からお答え申し上げます。

買取機関の運用のことでございますが、第一の問題は引き取りの問題であります。これは北スマトラは今のように入量が少なく、国内においてこれを大体引き取ってもらえると思ひます。アラビヤ石油でございますが、実はあつた大量のものと、これは六百五十万トン、来年は一千万トンというものは、先ほど私が申し上げましたように、容易ではないだろう。そこでアラビヤ石油も一つの商業会社である。従って、外資系から申しますと、同じベースに立って競争の相手方であるという点から、完全引き取りについては難色があるということでございます。完全引き取りという点と語弊があるかも知れませんが、引き取りについては、そう簡単ではない。そこでやはり国策的な会社からの話であれば、その点が十分に緩和されて、英米系の石油会社もまたやむを得ず引き取るであろう、こういう話でございします。ワン・クッションを置くという意味において、買取会社を作った方がいいという点をわれわれ考えましたし、また石油連盟の方においても、そういうものについてはある程度強硬な反対はなし、むしろある程度御賛成であるように思ひます。そういう点から買取機関を作つて、一応そこに引き取るというふうにして、それから売るということにしたい、そうして全量引き取ることにはしたいと思ひます。しかし、私は前もって申し上げたいと思ひますが、この買取機関については、まだはなはだ不十分でございまして、内容については十分に考えておりません。そういうわけでございしますから、ただそういう気持ちだけを申し上げておきたいと思ひます。

それから、その次に値段のことをお話ししてございしたか、アラビヤ石油は高いから、あるいは北スマトラの石油は高くはないかという憶測が世間ではありますけれど、北スマトラはFOBで二ドル十三セントでもお渡ししておりますが、これも決して高くはない、ああいう特殊の石油でありますので、それだけの値打があるわけでございします。またアラビヤ石油は一ドル三十セントでお出しになっておりますが、これもまた決して高くはございせん。他国の同質の油と比べて高くないのでございします。従って、価格の点においては決して差しかえないと思ひております。また国産石油は高からうという点は、先ほど私も申し上げましたが、それは輸入石油に比べて安いかどうか、それは輸入石油が欧米に比べて安いから困つていますが、しかし、それについては、むしろみずからやりましても、一つこれからの国家の御補助、御援助をお願いしたいというつもりでおるのであります。また、探鉱資金として百十九億の金は、その売り上げの割に二割はみずから出してよろしいが、残りは一つ政府の方でお考え願いたいという気持ちを持っておりまして、買取機関において一応買い取つてもらつて、その点は補助していただきたいと思ひておるわけであります。大体そういう次第でございします。

○早稲田委員長 中川俊思君。

○中川委員 もうすでに大半議論が出尽くしたようですが、私は議論するわけではございせんけれども、南部さん及びほかの方々にとつと尋ねしなさいと思ひます。

まず、この石油業法を政府が立案をしなければならなくなつた動機なんですか、これがどういふところにあるかといへば、年々増強していく流体エネルギーに對して業界が自主的な調整ができなかつたといふことも一つの原因で、外資なんか割当をしておりながら行政指導をやり得なかつたといふ点にも大きな責任があると私は思ひます。しかし、まあそんなことを今さら責め合つてみたところでしようがない。

そこで、業界も政府もどちらも相当反省すべき面がございしますので、今後そういう点に大いに留意していただきたいのですが、この業法の十五條の公示価格の問題で、先ほど田中委員からの御質問に對して、南部さんから、政府から公示価格があつた場合には、大いにそれを尊重するといふお言葉があつたわけですが、むしろ尊重していただかなければならぬし、また尊重されるだろうと思ひますが、しかし、私はさういふ場合に、業界として一糸乱れず政府の公示価格を尊重する態勢ができるかどうかといふことに非常な疑念を持つのです。それができるといふなら、今日までも自主調整ができたのではないだろうか、こういう点も私は一つの疑念を持つのですが、これは議論にわたるといへませんから、今日までのことについては私は別にとかく言ふわけではございせんが、もし南部さんがおっしゃつたように公示価格の尊重は十分することでありまして、

ならば、その場合にはどういふ方法でなさろうとするのか。業界ではどういふ連絡をおとりになり、どういふ自主的な方法で公示価格を尊重しようとするのか。そういうときには、公示価格を尊重するとはだれも言う言葉なんです、ただ、なかなか言いやすくして行ないがたい点じゃないかと思ひます。ございします。この点をもしお示しを願えればつうかと思ひます。

それから三村さんにお尋ねしたいのですが、先ほど齋藤委員その他の方からのお尋ねで探鉱費の非常に少ないことについてお話しがございしました。これは全くその通りで、私は昨日も通産大臣にこの点について少しやみを言つたわけなんですけれども、金を出さずにおつて、つてをたいていする形なんです。だから大いに金を出して、探鉱費にこんなけちな金を出してゐる国はもう世界にないんじゃないか。日本の産業の大御所である、産業を育成しなければならぬ総本山であるところの通産省が一体そんな態度でどうするのかわかりません。フランスは四カ年計画でした、サワラ油田を発見するに至るまでに五十億の莫大な金を出した。日本の金にすれば一兆八千億もの探鉱費を出した。イタリアにしても、ドイツにしても、相当の探鉱費を出しておるに比べて、今年の予算をこらへになりまして、探鉱費というので、これはたしか天然ガスだろうと思ひますが、わずかに一億五千万円、ほんとうに鼻くそほどの金を出してゐる。それで、もつて大いに国内の資源を開発してもらいたいなんて、ちゃんちゃらおかしい、言葉は悪いけれどもそういうようなことになるわけなんです、そ

こで私はお願ひしたいのですが、業界も一つ声を大にして政府に迫っていたきたい。泣き言ばかり言っておられないで、政府に迫ってもらいたい。われわれも政府を鞭撻して、そういう金を出すように努力をいたしておるのでございまして、業界もいたずらに泣き言ばかり言われなくて、そういう金をうんと出せということに積極的な御意見を発表をお願いしたいと思います。

それから買取機関ですが、先ほど南部さんのお話を聞いておりますと、たとえば百万キロリットルの石油を貯蔵しようと思えば、大へんなスペースも要するし、費用も要するということなんです。しかし、一カ月分ぐらいの備蓄をやろうと思えば、大体三百億ぐらいの金を要する。これは通産省当局もそう言っておる。そんな金は業界で出そうと思っても出せないのですから、政府が出せばいいのです。だから、そういうものは政府に出させるような方法を講じてもらわないと——備蓄しなくとも今日は自由主義国家群でだいぶ交流しておるのだから、そんなことは必要ないとおっしゃるが、私はある程度の備蓄は必要じゃないかと思うのです。現にスエズの問題、これはヨーロッパの問題を先ほどお話しになったけれども、ヨーロッパはスエズに近いのです。日本はそうはいかないのですから、やはり距離もこのくらいあるのですから、ある程度の備蓄も必要じゃないか。備蓄するのに、その金まで出さうとは無理です。だから政府に、積極的にそういう金を出してやれというふうな意見を、これは民族資本系の会社も外資系の会社もございまして、一

体となつてやっていただきたいということをお私に強く要望したいのですが、三村さんは一体そういう問題について、どういう御意見でございませうか。

それから佐久さんにお尋ねいたしますけれども、石炭業界は五千五百万トンというのをまるで金科玉条としておられるように私は思う。しかも石炭業界では、自分の石炭というものをみずから斜陽産業と卑下していらつしやる。これは一体何ごとですか、斜陽産業とは。今日まで石炭がわが国の産業、経済の発展に尽くした功績というものは非常に大きい。同時に、この石炭を育成してこそ、私は日本の産業は今後の発展の過程をたどるにおいて非常な貢献をする道だと思つておられるけれども、これは先般来石炭産業特別委員会へ出てこられたあなたの方の会長さんにしても、それから原君にしても、斜陽産業でございまして泣き言ばかり言つてゐる。これは石炭をもう一千万トン使つてもらいたい、さらに将来、エネルギー需要が急ピッチで伸びておるのだから、その伸びておるのを石油だけにまかせないで、もっと石炭を使つてくれという運動をなぜなさらないのか。一千万トン使いますと、外貨にして約一億ドル以上の節約になるのじゃないかと思ふのです。さらに離職者七十七、八万人の救済になるのじゃないかと思ふ。いずれの点から申しましても、国策に沿う結果になる。そういう積極的な運動をどうも石炭協会もしていらつしやらないのじゃないか、これは私の間違ひかもしれないが、私はそう思います。ですから、もっと石炭を使わせるように政府に積極的な——今炭炭がたぐさん来ております

けれども、あの連中に石炭をうんと使えという政策転換、そういう運動も中にはやつておられるだろうと思ひますけれども、どうも熱がない。賃上げばかりやつてゐる。君は賃上げばかりやつておるじゃないかと、この間、原君に言つたのでございしますが、そういう石炭の将来について佐久さんは一体どういふお考えをお持ちでございませうか。

○南部参考人 中川先生の御質問にお答え申し上げます。

これは釈迦に説法みたいでございまして、一つ衷情をお察し願ひたいと申し上げたいのですが、田中先生の御質問に、十五条の標準価格を業界は尊重したい、そんなおなじな返事ではだめで、石油業界はなかなかまとまらないのじゃないか、いかなる方法で尊重するか、こういう私にとつてはまことにつれない御質問で非常に苦しいのでございしますが、これは法律もいづれ成立することとございまして、いし、公示価格を政府がお出しになることもないと存じます。業界も、価格について政府から公示されるまでみずからこのことを律し得ないようでは、まことにこの石油産業の前途思いやられる次第でございしますので、十分相ばかりまして、衆知を集めて、一つそういう線に持つていきたい。万一公示価格の出るような場合には、その方途に關しては十分に検討いたしまして、独断集めたい、こう考へておりますので、一つ御賛察をお願いしたいと思います。

○三村参考人 ただいまの中川先生の

非常に情熱のこもつたお話に対して、非常な共感を禁じ得ないものがあるのでありませう。

政府は金も出さずしりばかりたっている、われわれも政府に対して全然何も言わなかつたというのではなく、毎年予算の請求については、できるだけのことを申し上げておるのであります。しかし、残念ながら棒ほど願つて針ほどかなうという実情でございまして。でありますから、このやり方でなくて、買取機関を作つていただいで、行く行くはそこに石油産業の基金を持たれて、そういう必要なる国家の地下資源の開発についての探鉱資金というものはそこから出せるというふうにしてもらつたらどうかと思つておりますが、具体的なことはまだ詳細に考へておりません。これは慎重に考へなければならぬと思つておるわけでありませう。

なお、備蓄についてお話がございましたが、これはまことに同感でございまして、現在精製会社の持つていらつしやるタンクは、全部で八百萬トンくらいだと思つております。そのうち原油タンクが四百萬トン、製品タンクが二百五十萬トン、残りの百五十萬トンくらいが半製品タンクだと思つておるわけでありませう。これは私が間違つておるかも知れませんが、私の記憶ではそういうふうな考へております。でありますから、今のお話では、大体一カ月くらいだということでありませうけれども、われわれといたしましては、どうも備蓄の必要は考えますので、買取機関ができれば、先ほど申し上げました通り、備蓄のためにタンクを作るということも買取機関を利用されるこ

とが妥当じやなからうかということをお申し上げたのであります。どれだけのものを持つたかといへば、私は少なくとも四、五百万トンのタンクを持つべきじやなからうかと思つております。いわゆるナショナル・セキユリテイという言葉がございましてけれども、国が戦争に巻き込まれることは絶対に避けなければならぬ。しかし、スエズ・キヤナルがとまつたというふうな場合には、ナショナル・セキユリテイという場合を考へて、備蓄はぜひ必要だと思ふ。そういうときに全然なしにじつと手をこまねいておるといふことはいけませんので、中川先生のおっしゃつたように、どうしても備蓄タンクを持ちたいと思つております。それは、できたらば、買取機関のごとき国家機関を通してやつていただいたならばどうだろうか、今のところはそう考へておる次第であります。以上であります。

○佐久参考人 ただいまの中川先生のお話のようによければ非常に私もうれしいのであります。結局、われわれ石炭業界の努力が足りないといへばそれまでの話であります。三、四年前には国内の石炭というのはもう三千万トンもあれば十分だ、それ以上は要らぬといふような非常に強い、しかもそれは消費者のエネルギー選択の自由、こういう原則を強く押し出して、支配的な意見があつたわけでありませう。それに對して石炭業界としては、それではとてもいかぬといふので、ねばり強く、しかもしつこく消費者に頼みまして、やつと一通り了解を得たのが五千万トンというところで、その間の努力が足りたか足りなかつたか、あるいは能

力があつたかつかつたかということとは別の議論になりますが、われわれとしては最善の努力を、それだけの時間と骨を折つてした、こういうふうに思うわけでありませう。将来の問題は、もちろん価格その他で消費者との話し合いの問題でありますから、そのときになつてみなければつきりわかりませんが、一応現在の合理化計画の遂行をして、そこで一つの安定を見出して、その先にはやはり数量をふやしていくという努力を——これは消費者にいたらずに犠牲をかぶせるということでは話につきませんので、その点で売値の引き下げという努力もしながら、数量もふやしていきたいというふうに考えております。

○早稲田委員長 なお質疑の通告が多過ぎますが、時間の関係もあり、予定の時間を非常に超過いたしましたので、三参考人に対する質疑はこの程度にとどめさせていただきます、引き続き他の参考人の方の御意向を伺いたいと思ひます。

三参考人の方々には、貴重な御意見を開陳いただきまして、感謝にたえません。厚くお礼を申し上げます。

では、お引き取りをいただきますようございます。

○早稲田委員長 引き続きまして、本日おいでを願つております電気事業連合会専務理事中川哲郎君、全国石油鉱業労働組合中央委員長伊藤誠光君、日本鉄鋼連盟専務理事澤大義君、日本石油精製株式会社社長新井浩君、全国石油産業労働組合協議会委員長菊地清一君、国民経済研究協会会長稲葉秀

三君より御意見を伺うことにいたします。まことに恐縮でございますが、先ほど申し上げたような時間の関係もあり、本会議開会の時間も迫つておりますので、十分以内で御意見を御開陳いただき、あとは質疑に答えていただくようお願いをいたしたいと思ひます。

きようは御多忙中、御無理を願ひまして、感謝にたえません。では、どうぞよろしく願ひいたします。

電気事業連合会専務理事中川哲郎君。

○中川参考人 電気事業連合会専務理事の中川でございます。本日は、太田会長が出席いたしまして意見を申し上げるはずでございますところ、やむを得ない事情で出席いたしかねましたので、私がかかりまして電気事業連合会としての意見を申し上げます。

今日、石油は世界的に見まして生産過剰状態でございます、こういった傾向は今後とも相当長期にわたつて続くものと予想をいたしております。

一方、わが国のエネルギーは、国内資源である石炭の生産にも経済的な限界もございまして、水力資源も必ずしも潤沢ではありませんので、今後のエネルギーの主流はどうしても石油といたして、いろいろの方面で作成しております、いづれも石油に対する需要が将来飛躍的に増加していくというふうに推定されております。

こういう状況でございますので、わが国の石油市場は、今後非常に大きくなつて参りまして、世界的に見まして

も好個の市場となつていくものと思つております。こういうような状況でございますので、今後の石油エネルギーを確保して参るといふためには、石油政策というものが、基本的には、自由主義経済体制というものを骨子にいたしまして、生産者の自由競争、消費者の自由選択、この原則の上にあるような施策を講じていっていただきたいと思つております。

こういう点からいたしまして、私どもとして第一に希望いたしますことは、石油業界の自主的な努力によりまして、適正な競争関係を保持して参られ、設備の容量の大きくなりまして、あるいは企業規模の拡大などを通じて、できるだけ石油産業の健全な発展をはかつていっていただきたいということでありませう。

第二には、消費者の立場からいたしますと、自由選択の原則が徹底いたされまして、安い石油を大量に入手して、エネルギー・コストをできるだけ低く持つていっていただきたい。そういったことです。わが国経済全般の国際競争力を強めることができようかと思ひます。

第三番目の問題といたしまして、石油政策を実施していく上におきまして、ほかのエネルギー、たとえば石炭の安定供給というところのために、石油の経済性を犠牲にしていっていただくようなことは絶対避けたいと思ひます。石炭対策は、石油とは別個に合理化の推進ないし長期の安定引き取りというような線で進んでいっていただきたいことをお願いするわけでございまして、関連業界としても、石

炭は石炭といたしまして、できるだけ協力はいたしておる次第でございます。

〔委員長退席、中村(幸)委員長代理着席〕

こういった観点からいたしまして、石油業法案につきまして意見を申し上げます。

第一点は、本案の性格、あるいは存続期間の問題についてでございます。この法案は、本年秋に予定されております石油の自由化に対処をいたしまして、業界の混乱を防止し、需給秩序の維持をはかるために一応考えられたものでございまして、先刻も申しましたように、日本の石油市場が今後急速に拡大して参る事情からいまして、原則的にはこういった法的規制がない方が望ましい次第でございます。できるだけ業界の自主調整によるのが、自由化の趣旨から言つても本筋であるかと考えます。しかしながら、いろいろその後の実情につきまして伺ひたいとしますと、現実問題といたしまして、アラビア石油などの引き取りを円滑に行なつていくためには、不幸にいたしまして、今日の事情からいまして、業界間の自主調整ということも困難な実情があるようでございまして、この当分の間は何か法的措置を講じていって、こういった関係を調整していくことはやむを得ないかと思ひます。しかしながら、こういった場合にはおきまして、この法的規制はあくまでも当面の過渡的措置という意味で、数年間を限りまして時限立法といたしまして、規制の内容におきまして、できるだけ石油の需給調整ということを主眼にいたしました

最低限度の規制にとどめておいていただきたいのであります。政府原案におきまして、再検討条項があるから暫定立法と同じではないかという意見もあるかと思ひますが、私どももいたしましては、石油が将来は自由経済を基調としていくというその基本的な理念が徹底いたしていないのではないかと思ひます。恒久立法の形でございまして、どうしても再検討条項がございまして、現実問題としてこれを廃止するというようなことは困難でございます。時限立法でございますと、その期限内に関係業界が協調いたしまして、法律の廃止後の事態に対処いたしまして、できるだけお互いの協調を考慮いたしまして、比較的早期に、本来の姿である自由経済の形に戻つていくと思ひます。私どもも自由経済と申しまして、決して供給業者の過当競争によるダンピングとかあるいは一部企業が市場を独占するといったような事態は心配することはないかと思ひます。

また石油の安定供給という点につきましても、当然これは消費業界としても真剣に考慮いたすべきでございまして、たとえばアラビア石油の将来の市場というふうなことも、需要家としても当然考慮すべき要素でございます。幸いわが国の石油の消費量は今後相当大きくなつて参る関係がございするから、時間さえこの間にかしますならば、十分消費者、生産者関係業界の協調によりまして自主的に解決し得る問題だらうと思つております。従ひまして、その間を処する意味合いで、当面の処理につきまして、時限立法というものを切望いたす次第であります。

御配慮をお願いしたいと存ずる次第でございます。

以上簡単でございますが、電気業

特に十月から実施される予定にあり
ます石油輸入の自由化がこのままでい
きますというと、精製十七社のうちで
有力な九社は直接、間接的に国際石油

的な供給がはたして可能であるかどうかという点に対しては、非常にその実効を疑っておるものであります。特に上程されるまでの経過において、

持っておる性格からして可能であるかどうかということは、非常に疑問であります。そこで、そういう場合には、そのままで放置しておくのではなく

えます。なおこの引き取りの問題に関連して特に問題になりますのは、国産原油の価格の問題であります。国産原油はここ数年間非常に精製業側から

価格の引き下げを要求されまして漸次下げて参っておりますけれども、現在大休山元で六千五百円程度になっておるわけですが、これを非常に高いと言われております、また言っておるわけですが、これは諸外国の例を見ても決して高いものではありません。米国においては六千円程度でありますし、イギリス、西ドイツ、フランス等においても、関税その他の処置によつて、九千円ないし一万一千円程度の価格を維持しておるわけです。しかし、わが国においてはわが国の関税で入つて参りますので、その値開きは若干あるとは思いますが、そういうことを考えますと、ここで国産原油の保護についてお考えをいただかないといけません。考えますので、その引き取り機関を設立した場合でも、それから設立するまでの間でも、この国産原油の値段の保護をせびしていただくように、特別な配慮が必要であると考えます。

第二点は、探鉱活動の積極化とそのための必要な資金を安定的に確保するということが必要だと考えます。これは西欧の主要諸国の例を見てもわかりますけれども、直接的にあるいは間接的に、その国が一定の方式によつて多額の探鉱費を投入して、自国あるいは海外において、自国の企業によつて、このエネルギー、石油及び天然ガスを確保しておることは明確にされておるわけです。これは将来生ずるかもしれないエネルギーのいろいろな価格の問題なり、あるいはまた供給の不安定さを予防するためにそういうふうな処置を講じて、安定供給の基本原則にしておるわけでありまして、ところ

が日本の場合には、わずかに石油及び天然ガスに財政的措置を講じておるわけでありまして、非常に弱い政策になっております。特に三十七年度を第一年度とします天然ガス及び石油資源開発五カ年計画が通産省において省議決定されておりますけれども、それに裏づけられます探鉱資金というものは非常に少ないものでありまして、現在非常に困難な事態になっておるわけです。申すまでもなく、わが国の探鉱活動の積極的な推進という目的を分解して考えますと、四点に集約されると思ふのです。第一は国内に賦存する推定一億ないし二億トンの石油と、天然ガス推定五千億立方、原油換算で五億トンに相当するわけですが、それを積極的に開発をするという目的、第二にはそういう探鉱活動を通じて、低開発地域の国内のすべての地域に対しての寄与をはかつて関連産業ないしその地方の産業を振興させていく、こういうふうな意味合いを持つておるわけです。第三にはもちろんその成果によつて外貨が非常に節約になる、国民経済に非常に寄与することになるわけです。第四は、これはわれわれの立場から言えるわけですが、雇用の安定と探鉱開発技術の温存育成ということを通じて、海外油田の開発に非常に貢献する、こういうことにあると思ふます。

特に日本の探鉱開発技術は、ここ数年間、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、ソ連——これは最近ソ連からも技術輸入をいたしましたけれども、こういうふうな技術を吸収いたしました。飛躍的に向上をいたしておりまして、この探鉱開発技術は、私は世界的な水準以上にあると考えます。特にこ

の証明は、国内の探鉱開発の成果を量的に見るのではなく、質的に考察していただければ明らかでありますと同時に、現実にアラビア石油並びに北スマトラ石油の開発の成果は、日本の技術によつて行なつたという事実を御覧察願いたいと思ひます。過日の本委員会ではアラビア石油の菅野参考人もその意義を強調されましたし、その点は明確にされております。

○中村(幸)委員長代理 参考人に申し上げますが、お約束の予定の時間がだいぶ超過しましたので、結論を急いでいただきたいと思います。

○伊藤参考人 ただ私たちはアラビア石油の問題を国産石油と同じように民族資本と考へてその発展を願つておるものでありますけれども、現在行なわれおります具体的な掘さく現場部門に対してだけは、菅野参考人がこれも日本の技術によつて行なうということを示し上げたように記憶いたしますけれども、現在その点がございせん。アメリカの請負によつて行なわれておるわけでありまして、本委員会ないしは政府においては、そういう点を御考慮願つて、完全に日本のものにすべきことがこの政策の具体的な措置ではなからうかと思ひます。従つて、この際探鉱資金といたしまして、その意味から当然御覧察いたしまして、探鉱資金計画による二百三十五億圓は、大部分国の資金を投入してこれを実施されるよう、この際石油関税の収入の一部をこれに充当するなどの措置によつて実施されますようにという強い意見を持つておるわけです。

以上申し上げましたことによつて、私の意見といたします。

○中村(幸)委員長代理 ありがとうございます。次は日本鉄鋼連盟専務理事葦澤大義君。

○葦澤参考人 葦澤でございます。鉄鋼の立場から意見を言えという御趣旨であります、電力の中川参考人からお話がありましたように、私どもは石油の消費者の立場であります、ことに鉄鋼といたしましては、石油のうちの重油がその重点になっておるのをごさいます、漸次増加の趨勢にもあるわけでございます。

従つて、本法案を政府の方において御計画になりましたところから、われわれ業界でも寄り寄り協議をいたしましていろいろ検討をいたしました。のみならず関連産業全体にわたる一つの大きな問題でもありますので、経団連においても、この法案に対する一つの見解が審議の上打ち出されております。われわれはその経団連に加入いたしております傘下のもののごさいますので、法案に対する考え方は経団連の意見として皆さん方のお手元に届いておると思ひますが、その通りでございます。業界といたしまして当初意見の出ましたところは、需給を基本に規制をする法三章的な簡素な姿の法律改正で間に合うのではないかとというような意見も出ておつたことは事実であります。また、そういった趣旨は、通産大臣が各関連産業の方をそれぞれお呼びになりました、意見を聞きに聞きになりました。際にも業界から申し上げておりました、通産省におかれても、いろいろの意見を配分して本法案ができておるのではないかとというふうに思ひます。私の聞き及ぶところによりますと、

大体本案につきましては、弱過ぎるといふ意見と強過ぎるといふ意見と二つあるようでありまして、法律そのものはこの際絶対必要でないといふ意見は、私共聞かずに聞いておりますので、国会においての御審議がどうなるかわかりませんが、その内容は御審議の結果いろいろ違ふかも知れませんが、とにかくこの法律は通るのじゃないかというふうに、失礼かもしれませんが、見通しております。ただ法律ができて、この目的にありましような安定的かつ低廉な供給の確保をはかるという目的を明示いたしておりますが、従ひまして、法律の通りました暁の運用において、この目的が十分に達成せられるようにぜひお願いをしたいというのを申し上げまして、大へん口下手で恐縮でございますが、要点だけ申し上げまして、陳述を終わらせていただきます。

○中村(幸)委員長代理 どうもありがとうございます。次は、日本石油精製株式会社副社長新井浩君。

○新井参考人 新井浩でございます。石油業法の問題に關しましては、業界の石油連盟というものがございまして、その石油連盟の副会長の南部さんが、ただいま参考人としてこちらに御出席になつていろいろお話しになつたと思ひます。時間の制限もありますので、ごく簡単に私の結論だけ申し上げさせていただきます。

先ほど南部参考人からのお話——私途中で入りましたので、最初の方はわかりませんが、後ほどのいろいろな質疑の問題からしんじやくいたしますと、結論的にはわれわれ石油業界の

多数意見であるという設備規制を伴っている需給規制というところで話が
あつたんだと思います。特に時限立法
というのを強調されたんではなから
うかと思つております。参考人とし
て、私は日本石油でありましたが、日本
石油としての考え方も多数意見に賛同
をいたして参つております関係上、こ
ういう席では、その点について日本石
油もその通りであると申し上げておき
たいと思つております。

しかし、いずれにいたしましても、
石油業界というのは、やはり将来のこ
とを考えますと、いろいろな問題があ
るにせよ、完全な自由化ということ
が、石油業界自体が健全なる石油業界
であるということであるためには、必
要ではなからうかと考えております。
従つてどういふふうな業法が通ります
にせよ、その間における政府の御指導
はぜひこの業界が将来完全なるからだ
になるというのを目的にされまして、
業界自体が自主的にやつていける
ように御指導を賜りたいのでありま
す。

その具体的方法としましては、今
後この業法によって、もし通過しま
すれば、政府の御指導がある場合に
は、日本の石油産業のあり方というこ
とに対する大局的な見地で御指導を願
うことを目的にされまして、個々の企
業に対するいろいろな活動に対しては、
干渉をできるだけ避けていただく
ようなことによりまして、五年なりあ
るいは三年なりということになります
かよくわかりませんが、この先におい
て一人で歩けるような石油産業に育
ていただきたいということをこの際つ
け加えてお願いを申し上げておきま
す。

第一類第九号 商工委員会議録第二十四号 昭和三十七年三月二十九日

す。私から申し上げることは簡単であ
りますが、これで終わります。

○中村(幸)委員長代理 ありがとうございます。

次は、全国石油産業労働組合協議会
委員長菊地清一君。

○菊地参考人 全石油の菊地でござい
ます。時間もありませんので、要点を
かいつまんで申し上げます。要点を
が、特に私どもは労働組合であります
ので、労働組合の立場から、いろいろ
な企業の関係とか、そういうものを離
れて、この業法をどういふふうに見
ているかということをお願いしたいと思
います。それと関連しまして、この業法
が出てくるきっかけになつたいろいろ
な施策の経緯について、われわれも若
干考えるところがありますので、付帯
して申し上げていきたいと思います。

まず第一点に、現在行なわれよう
としている貿易自由化との関連という
ものが、この石油業法の中にあるもの
ではないかというふうに私どもは考えま
した。ところで全石油としましては、貿
易自由化については、見方の相違があ
れば御指摘をいただきたいと思つてお
りすけれども、いろいろの資料に基づ
きまして見聞するところによりまし
と、大体アメリカのドル防衛政策の押
しつけ、それから一部それと結びつい
た大資本の要請によつて貿易自由化が
促進されていく、こういうことは二重
構造をますます増大させて、労働者の
生活の安定をもたらしません、という
観点から、私どもは貿易自由化を促進
していくという立場には、現状におい
ては反対せざるを得ないという考え方
に立つております。従つて、そうした
考え方を中心として、政府の石油政策

についていろいろ考えているわけであ
るが、先般アラビア石油等の問題につ
いて、参考人として呼ばれました際にも
申し上げましたように、私どもは石油
業法を提出する前に、まず政府として
抜本的な総合エネルギー対策が必要で
はないかというふうなことを考えてお
ります。そのことなくして、石油業法と
あるいは関係業法を作つて参りまし
ても、結局は今日一部において批判を
されていくような、ざる法的な状態に
なつていく危険性というものはかなり
あるのではないかとこのように考えら
れるわけですね。

総合エネルギーの対策を立てる面
において、私どもは何を考へなければな
らないかという点について申し上げた
と思つております。まず私どもが考へてお
りますのは、国内資源の最大限の有効
活用を基礎として、その上に石油なり
あるいは石炭なりあるいは電力、原子
力、こういうものが総合的に発展をし
ていくという形で、計画的な施策がな
されていかなければならないという
ふうに考へておりますし、同時にそうい
うことは再三にわたつて私どもが要望
して参つたところであります。あるい
は、いろいろ説明の中では現在政府の
行なわれております長期経済成長計画
の中において、エネルギーの政策とい
うものは織り込まれていく、これに
よつて十分ではなからうかという意見
もあるかと思つておりますけれども、先
ほど各参考人並びに諸先生方の御意見の中
にもあつたように、石炭産業は五千五
百万トンという一つのワクの中で固定
したものの考へ方をしておられる。と
ころが、石油の方は次第に増大をし
て、昭和四十五年には一億トンにも及

ぶ必要があるだろうという見通しが立
てられている。こういうものはたし
均衡のとれた、片方は縮小生産をや
り、片方はいづゆる拡大生産をやつて
いくというふうな形でエネルギー政
策というものが正しいあり方であらう
かと考へた場合に、残念ながら私ども
の立場からはそういうふうな考へられ
ない。従つて、もう少し突っ込んだ政
策というものをお願いしたいと思つて
おります。

第二の、エネルギー政策を立てる場
合の基本としては、労働者の生活の安
定、いわゆる雇用の拡大安定の問題
と、生活水準の向上の問題というもの
を考慮しながら考へていただきたい。

このことがない限りにおいては、私
どもは総合エネルギー政策の基本的な施
策があるというふうな申し上げるわけ
にはいかないと思つております。現実
に、石炭産業においては、十三万の勞
働者が職場から首を切られて、いわゆ
る失業のちまたに追いやられようとし
ておる。石油鉱業の中では、伊藤さん
からも触れられるかと思つてますが、私
どもも見えぬ範囲では、やはり精製労働
者と比べて非常に苛酷な労働、低賃金
の中で働いておられる。同時に、いわ
ゆる全油鉱に所属されている労働者は
まだましにしても、帝石なり、そうい
うところから下請化され、あるいは売
山をされて、中小に落ちていつた労働
者は、非常にみじめな生活をしてお
ります。具体的に、企業合理化の中
で、やはり炭鉱と同じように首を切ら
れるという事態さえも出ておる。ある
いは、そうでなくても非常に苦しい事
業運営の中で、労働者は非常に低賃金
にあえいでおる、こういう状態が出て

おるわけでありまして、これらの問
題を総合的に考へて願ひまして、総合
エネルギー政策の樹立をお願いしたい
と思つております。こうした見地
に立ちまして、石油業法案について私
どもは考へ方を申し上げたいと思つて
おります。私どもは、詳しい内容に
ついて当事者からいろいろ御説明を伺
う機会を十分に得ませんでした。その
ために、いただいた資料を中心にい
たしまして考へておりますので、内容等
のとおり方について誤りがあれば、い
ろいろとお教を願ひたいと思つてお
ります。

私どもは、「日本石油業のあり方」、
「石油業法はなぜ必要か」というパン
フレットを拝見いたしました。この資
料から察しますと、現在の石油業法が
なぜ必要かということがこの中に盛ら
れているわけでありまして、一つは、
国際的な行き過ぎの競争をやめさせ
たいということがあります。もう
一つは、原油購入の自主性を確立し
ていきたい。そして結果的には、低廉
にして安定的な石油製品の供給とい
うことを目指していききたい、という
ことを目的としておるようでありま
すけれども、私どもは、このことを行な
うためには、今の石油産業における外
資の支配態勢をくずさない限りでは
どうも考へておるのではありません。
このためには、政府がアメリカの方向
に向かつて一辺倒の政策を改めて、中
国なりソ連なり、あるいはアジア、ア
フリカの国々との友好的な連帯の中で自由
な貿易を行なっていくというふうな
勢を正さなければならぬと思つてお
ります。こうした石油産業の態勢を
とつてこそ、政府が考へておられるひ

もつき原油の排除という問題も可能になつてくるのではないか。現状のままでは、七大独占といわれる国際カルテルに対抗して、日本の石油産業がこのひもつきを排除していくことには、非常に困難な問題が横たわっているのではないかと考えております。

第二の問題として設備投資とかあるいは生産計画に基づく許可制の問題が出ておりますが、今の政府の見通しなりそういう中において、設備が過剰であるか、あるいは過剰生産であるか、過剰投資であるかという問題は、いろいろ議論のあるところであらうと思ひます。従つて、その中でこういう許可制をとつて調整をする場合、この業法の内容では非常にむづかしいのではないかと、端的に結論を申し上げますと、できないのではないかと、新しうに考えております。たとへば、新しい企業を起そうとして、大資本なりがこの業法の中に盛られております条件を満たして申請をされた場合に、これを拒否する理由というのはあまり見当たらなくなつてしまつて、結局認める。そうして一カ所認めますと、二カ所も認めざるを得ない。だんだん増大していつて、結果的にはやはりこの内容というものは骨抜きになつてしまふ危険性があるのではないかと考えております。

第三点に、われわれ労働者の立場から最も危惧しておるのは、価格調整の問題であります。なぜ価格調整の問題をおそれるか申上げますと、たとえば、標準価格を決定する場合、企業コストの問題が当然出てくるだろうと思ひます。そうなつた場合に、企業コストの中に含まれるわれわれの賃金なり福利厚生費なりといった人件費が必ず制約されてくるだろう。こうした中で標準価格に付随して標準賃金の、賃金統制的なものが出てくるだろう。これは政府が意図するところではないから、企業はこれを利用しながら、われわれ労働組合の賃上げ要求を押えてくる危険性を内包していると考えられるわけですから、この法の運用いかんによつては、石油産業というものがエネルギーの重要な地位を占める。そういう観点から、その社会性を背景として労働運動それ自体にかなり大きな制約が加わつてくるのではないかと心配をしておるわけですが、従つて、この価格調整なり業法の運営にあつては、私どもの組織の中にも賛成、反対いろいろありますけれども、口をそろえて主張しておることは、この心配をどうしてもおろさるべきか、このことが私どもの立場から申し上げたい点であります。

また、この法案は中小企業なり民族資本を擁護するものだといふような立場で立てられておるようなところもありますけれども、私どもはこの法律は必ずしも中小企業なり民族資本を擁護する立場のものではないといふふうに考えております。今までこれに類似したいろいろな業法なり統制なりがしかれた例が幾多あるのですが、その際に中小だけ別にして、民族資本だけは別にしてといふような形で取り扱ひは、大資本の大きな反響の中でできないのが実情ではなからうかと思はれるわけですから、その場合に、結局画一的な統制なり調整なりというものが行なわれて、そして中小の方は結局保護されない、伸びないままで終わつてしまふのではないかと、こういう危惧をどうしても持たざるを得ないわけですが、しかしながら、この業法についてはゆるやかであつても、ざる法であつても、ないよりはましではないかといふ意見もかなりあるようでありまして、私どもは、こういう心配を持った法律は、こゝういふ危惧が払いぬぐわれないままで受けることには賛成いたしかねるものであります。従つて、私どもは現段階においては、この業法については反対といふことを言わざるを得ないと思ひます。しかしながら、将来私どもが念願をしておりますエネルギーの総合的な政策が確立をされて、われわれの生活安定なりあるいは産業の成長発展なりがこの法律のもとで約束されていくという場合には、あらかじめその時点で私どもの態度を出していきたい、こゝういふふうに考えているわけであり

ます。従つて、私どもの希望することは、最近社会党の方針なんかを見ましても、エネルギー基本法の骨子などが発表されておるようでありまして、こうしたものを基礎としながら、やはり全体的なエネルギーの均衡発展の上に立つて、労働者の生活安定を保障する、こゝういふ確信のある、約束のできる政策を明らかにされてわれわれの意見を徴していただきたい、こゝういふふうにお願ひを申し上げたいわけですが、以上が全石油としての考え方であり

ます。○中村(幸)委員長代理 ありがとうございます。次は、国民経済研究協会会長稲葉秀三君。

○稲葉参考人 私は、エネルギーまたは石油問題の専門家ではございませんが、実はここ数年間、政府のエネルギー政策の立案に協力させていただいておりました。また昨年から特に石油政策の確立という問題について御協力をお願い申し上げ、エネルギー懇談会の委員でもございまして、またヨーロッパ石油調査団の団員でもあつたわけでありまして。その後エネルギー懇談会の答申に基づきまして、今度の法案が出てくるというふうな聞き及ぶますが、しかし、私は別に特定の立場にこだわるものではないと思ひます。一応私個人の方を申し上げ、またそういう考え方を申し上げ、またエネルギー政策の前進に一つ役立てていただきたい、こゝう思ふ次第であります。

まず、申し上げたいことは、昨年ヨーロッパに春と秋と二回、石炭問題、石油政策の調査に通産省から委員を受けて参りまして石油政策につきましてはすでに中間報告が御手元に届いておると思ひます。今、本報告を取りまとしておりましたが、私個人は向こうで次のような四つの点について非常に興味ある印象を受けてきた、こゝういふことを率直に申し上げたいと思ひます。

その一つは、エネルギーにつきましては、やはり安価な供給と供給の安定性、こゝういふようなものが、やはり基本的に各国を通じて考慮をされております。

その第二点といたしましては、経済性よりもより考えなければならぬけれども、このエネルギーの問題につきましては、多面的な配慮が行なわれて

います。

〔中村(幸)委員長代理退席 委員長着席〕

そこで、たとえばそこからきます問題といたしまして、石油政策とエネルギー、石炭政策との調整、また今後どのように石油、石炭、原子力を位置づけるか、こゝういふようなことが各国並びに各国を通じての総合体としての大きな考え方でありまして、また石油につきましても、そういう意味から、国々によつて相違はございますけれども、国際石油資本との関係をどう調整をするか、こゝういふような問題が起こつております。

その三として申し上げたい点は、大體私の感じましたところ、ヨーロッパにつきましては、フランス、イタリア型とドイツ、イギリス型がある。フランス、イタリア型は、特に石油につきましては、この際強力に国家統制的な措置をとる、強い石油業法も作る、また国が相当力をを尽して公社的なものを促進をしていく。さらに国内と海外におきます石油資源、天然ガス資源の開発を行なつていく、そして国際資本とはもとより協調するけれども、だんだん自分の方のいわゆるインシシアティブを強くしていく、価格についても強い措置をとつていく、こゝういふ見方と、もう一つはドイツ、イギリス型に象徴されるものは、どちらかと申しますと、自由主義的な考え方である。しかし、その自由主義もやはり一方では保護関税的な考慮あるいは消費税的な配慮を行なつていく。それと同時に、設備その他につきましても、間接にやはり国の利益に合致する、こゝういふようなものを誘導するような形に

してゐる。ドイツのようなどころでは七五%強が石炭に依存をしてゐる。しかし、その石炭の現状維持をできるだけかはかりながら、ほかのエネルギーとどういふふうに調整をしていくかということが問題でございます。日本はすでに石炭の比率が四〇%を割つてゐる。さらに十年後には二二%見当になろうとしてゐる。これは一方ではエネルギーの伸びが非常に強い。特に石油の需要が非常に強い、こういう点にかかみみて、一体総合エネルギーの位置

して、私は当面のエネルギー、特に石油政策を立案するについての基本的なあり方ではなかろうか、こういうふうな考慮をいたしております。さて、そういったような判断に立ちまして、す

まである程度規制をしていけば、その次の段階においてはもう一ぺん平常の

私には何としても見出すことができないのでございます。というのは、私の

奇跡だと唱えられておる産業の状態で
ある。日本の国民が、つまり石油から

離れた生活はおそらくできないのじゃないだろうかというのが現実の姿だと私は思うのであります。こういう上に立つて、要は、安定ということはどういうことがあっても電気がとまらないう、産業はそのまま継続できる、国民の心配するなよ、これがすなわち安定性というものであろう、こういうふうには私は考えるわけでありませう。そういう上に立つた安定性ということになれば、業者ではないので、先生もわれわれと同じようなお考えであらうと私は考えるのであります。しかも先生は指導的な立場にあるわけでございますから、そういう点についてせつかく九千万の国民をつかさどるところの政府が出す石油業法というのに、そういう安定性のないものを業法として認めることができないであらうかどうかということについては、私は大きな疑問を抱かなければならないと思うのであります。従って、安定性という言葉は、要は業界の人たちが、安定すること、御承知のように、石油業法を出すぞといったら、もう石油の小売価格は高くなつてきておる。この業法ができたならばどういふことになるか、安くなるはずがない。それはつまり安定ではないのであつて、業界だけの安定であつて、九千万国民に対する安定性というものに欠如しておるということを私は指摘しなければならぬと思うのであります。従つて、これに対して先生の「おっしゃる安定性というものは、どういふところから見出しておられるか、その一点をお聞かせ願ひたい」と存じます。

もう一つ、伊藤君にお聞きしたいこ

とは、つまりわが国の血一滴とも称する、一番大事な資源でありますその会社にあなたは所属をしております。そのあなたの会社の出る石油の価格は、御承知のように高いのでございませう。こういう業法が出てきて、政府が指導するといつても、はたしてその価格で引き取つていただくことができるかどうかということ、それに対してあなたも賛成であるという御意見であります。そういう点も私は大きな疑問を持たなければならぬと思う。あなたの会社というものは、われわれ九千万国民が安定性を求めようとして、血税をあなたのところに投じ、血一滴の石油を一滴でもよけい探掘してもらいたい、こういう大きな望みを持って、あなたのごところに一身を捧げて、私は今日まで参つたつもりでございます。しかるに、この業法ができたとして、あなたの会社の今日の方向はどういふふうに進んでいくだろうか、私は大いに心配しておる。一番早くつぶれるのはあなたの会社だといわなければならぬ。それは、それだけの競争力のある会社か、それだけの低コストに持つていくだけの力があるかどうか、海外のこれだけのカルテルを相手にして、あなたの会社がこれと太刀打ちできるかどうかということも、私は大きな疑問を持たなければならぬと思うのでございまして、あなたの方の、国民の血税を投じて石油の探掘をやつて幾らでも出ている、また五カ年計画は予定よりも出ている、さらにこれをやつてもらわなければならぬ、こういう上に立つて、たとえば、出たものは、少なくとも日本で言うならば、自衛隊であるとか官公庁であるとか、国内の

そういうものはあなたのところから出る石油でなければならぬと限定すべきものが石油業法の中になければならぬのではないかと私は考えるわけでございますが、そういう点についてあなたはどうか、その点を一点お聞かせ願ひたいと思ひます。

○稲葉参考人 今の長谷川先生の御質問に対してお答えを申し上げますと、安定性というものは、總体的な安定性以外には考えられないというのが私の立場であります。つまり、日本はやはり国際貿易をしながら、自由化を進めながら、その中においていかにエネルギーの安定性を確保するか。またもう一つ、供給の安定性と同時に、チップネス、つまり安価なエネルギーの供給との間をどのようにバランスをせしめるかという問題が、大所高所から見ると一番大切だということでありませう。従つて、私たちが提起をいたしました問題は、もしも自由化で野放図にするといふことになれば、日本の石炭需要といふのは二千万トンとか二千万五百万トンとか、そういったような形になつてしまふ。それではどうも不安定じゃなからうか。従つて、国の力で合理化を前提として五千五百万トンは一掃掘つていけるような態勢を確保したい。もっとも五千五百万トン以上掘つてはいかぬといふことではないので、五千五百万トンまでは一つ国民が協力をいたしまし、こういふような線を確保する。

それからさらに安定性の第二の条件といひましては、そういうふうにしても、自由市場では長期に見るとなかなか石炭が売れないということもあり得るから、今度は一つ石炭の長期引き取り契約というものをその線に従つて推進をしていこう、そうすることに一つ国内のエネルギーといつたようなものをより強くしていこう、また石油の供給についても、やはり国際資本と国内資本とのバランスをだんだん確保していこう、こういう意味のいわゆる政策が国民経済における安定性の確保であります。あなたのおっしゃることを言いますと、どんなに高くても、予想される事態を考えれば、少なくとも七〇%なら七〇%は一つ国内で石炭を掘れということになるかもしれませんが、そうした場合には安価な供給でなくともよいのか、たとえば今のお米のようにやはりそれだけの保護をするということにはなりはしないか。そうすると結局産業の発展とか、全体の雇用の問題とか、国民経済の将来にもマイナスの影響が起こるから、相対的な安定といふことでお考えになつていただくのがよからうではないかと考えます。こういう立場で私は申し上げておる次第で、先生のおっしゃる意味とは安定といふことがだいぶ考え方が違ひますので、その点は一つ申し上げておきたいと思ひます。

○伊藤参考人 長谷川先生から今だにおおしかりを受けまして、この業法案で国産石油といふものが保護されないうんじやないかという点についておしかりを受けたわけですが、私も、私らとしては、この石油業法案といふ今の問題だけで全部が完全であるとは考えておりません。おりませんけれども、石油の安定供給を確保するといふ意味で一歩前進する体制として、これを賛成としておるわけです。ただ、従つて、こ

の法案だけでできなと思はれる部分をさらに政策とか処置によつて明確にしたい。その点は第一に先ほど申し上げました通り、国産原油といふものは直ちに外国系の輸入原油の価格に同じにするといふことは不可能でありますので、これは当然政策として国産原油の価格安定をさせるためにこれに処置をしていただきたい。特にこれは金銭的な問題だけではなくて、アラビア石油等も含めて、国産原油を含めて、引き取り機関等を作つて安定した形にしたい。それと同時に価格だけではこれはできないわけでありませうので、抜本的に、従来先生たちにもやつていただきました探鉱の活動といふものを広い意味で取り上げていただいて、国の中と海外において日本の力によつて探鉱を積極的に行なつて、それによつて安定供給に非常に寄与していくことを体制づけてもらいたい、こういうふうな考えでありますことを申し上げておきます。

○長谷川(四)委員 稲葉さんにちよつと私の考え方と稲葉さんののはちよつと違ひように思ひます。私の言うのは、国民の安定といふものは要するに備蓄といふ義務づけられるものが何もない。業界がやらないなら国がつまり備蓄しなければならぬじゃないか。それでつまりどういふことがあつても、一滴日本に船で運ぶことができなくても、国民の心配するなよ、これだけの備蓄がある、少なくとも三カ月、六カ月あるんだぞ、これを私は申し上げるわけなんであつて、あなたの「おっしゃる相対的なものである」といふならば、九千万の国民といふものの心の中に安定がないのに安定性を生み出

することはできないのだ、こういうふうには私は考えておるわけです。でありますから、ただ備蓄というものをどこにも見出すことができないので、それではそういうトラブルがあったとき、一滴も石油が来なくなつたときにはどうするんだ、それはつまり政治を行なうもののわれわれの責任ではないか、考えなければならぬ立場にあるんじゃないか、これを私は申し上げるわけでございます。時間がありませんから申し上げられませんが……

○稲葉参考人 お手元に差し上げましたヨーロッパ調査団の資料にもございしますように、フランスとイタリアではその問題を行政的、法律制に出してあります。ただ、私たちが現地へ聞きまじりましても、なかなかそういうことを効果的に進めるといふのは、ヨーロッパみだりに非常に国際的にむずかしいようなところでもございします。従つて、私は今先生のおっしゃった問題を排除するものではございません。やはり日本の中においてはその点を考慮すべきだと思ひます。しかし、それについては国が全部やるというわけにもいきませんから、やはり国とそれから業者の方々と、それからさらに消費者の方々が協力をして、できる限り一つ経済的にたくさん持つていくということを今後一話し合ひで進めていただく必要があるのではなからうか、まあこのように感じる次第であります。しかも備蓄は積極的な備蓄ではなくて消極的な備蓄だと、こういうふう

に申し上げたのであります。○早稲田委員長 板川正吾君。○板川委員 時間がございせんから

簡単に質問します。稲葉先生に第一番にお伺いしますが、稲葉先生がエネルギー問題でいろいろと御尽力下さつておるのですが、その観点から日本のエネルギー情勢を見ますと、先ほどお話のように非常に海外の依存度が強い。従つて、この海外依存度の強いエネルギーというのは非常に重要だと思ふので、今までもこのエネルギー懇談会あるいは伝えられるように通産省の中に産業構造委員会ですか、調査委員会、この小委員会とすると、こういうふうな意見もありますが、私は産業構造調査委員会の中では、原子力の問題が離れておるのではないかと思ひますが、従つて、政府として私はもっと総合エネルギー政策というために機構を整備すべきだ、こういう考えを持つておるのですが、これに対するお考えを伺いたい。

第二は、稲葉先生は再検討事項やむを得ない、こうおっしゃられるようであります。将来強化すべきか、弱化するべきか、今のところ不明だ、だが再検討事項でやむを得ないのじゃないか、こうおっしゃられたのですが、この法律によると、再検討事項には条件がございします。緩和または廃止の目的をもって再検討するといふのであります。逆にこれを今言ったようにまだわからないのですから、強化すべき状態が出た場合には、この条文はまことに不都合な条文になるのです。こういう点をどうお考えになつておるか、これが第二点です。

それから第三は、外国へおいでになつて、どこでも、フランス、イタリア等で民族系といひますか、国の影響を受けた石油資本がだんだんと影響化

を拡大しておりますが、それでも外国資本と、いわゆる国際石油資本と子会社で提携しておるようでありまして。資本提携をしておる。五〇%資本提携して、一〇〇%ひもがついていくというような例が海外にあるだろうかどうか。日本は実際五〇%の資本提携をして一〇〇%のひもつきになつておるのですが、こういう例が一体外国にあるだろうかどうか、これが一つ。

それから、この安定か、安価かという、今、長谷川委員の質問にもありましたが、原則として安価であり、安定が次に出ておるのが普通のエネルギー懇談会の報告等にもありますが、この石油法では、安定かつ安価というので、安価の方が次に出ております。まあフランスとかイタリアとか石油エネルギーの比較的資源のない国が国家統制を加えて安定性を確保しておるのですね。供給の安定性といひますか、安定性を確保するために、国家統制をしておる。日本なんか、フランス、イタリアなんか非常に似ておつて、ドイツとかイギリスとかとにかく石炭でエネルギーの大半を確保している国と違ふんですけれども、やはり安定が主であり、安価が従であつても仕方がないのじゃないか。もちろん経済性は無視していいというわけではございせん。どちらが重要かといへば、もちろん安定性の確保といふものが私は重要な条件の確保といふんですが、先生の御見解を承りたいと思ふ次第であります。

それから、次に、新井参考人にお伺いをいたしますが、これは簡単に質問をいたします。きょう私も参考人に御意見を承りたいと思つたことは、石油連盟ですと多数の意見しか言えませ

ん。日本石油といふことになりまして、外資と提携しておる代表的な会社ですから、その点で外資提携の代表的な会社という意味でお伺いをいたしますが、この外資提携の立場から国内油、準国内油——国内油は非常に割高でありますし、準国内油はある意味では競争相手でありましょう。こういうものに對する資本提携会社としての基本的な態度といふか、これをまず承りたいと思ひます。

第二は、率直に申し上げまして、アラビヤ石油を引き取れないといふ理由をいふとどこにあるのか。たとへば、外資提携の際のひもつきによるのが原因であるか、それから品質にも問題があるから、引き取れないといふのか、価格が問題であるから引き取れないといふのか、この引き取れないという理由、原因について承りたいと思ひます。

それからもう一つ、中川さんに燃料関係についてお伺いいたしますが、第一次エネルギーから第二次エネルギーに変わりつつあると思ふんです。将来はこれは石炭も石油も原子力も、結局第二次エネルギーである電力が中心になり、窓口になつて国民にエネルギーを供給するようになる方向だと思ふのであります。ですから、あらゆる第一次エネルギーをまとめて、電力の窓口からそれを供給するといふ形に将来移行されるのじゃないか、こう思ふんです。そういう場合には、私は当然国内資源をまず第一に優先に考えていくべき

じゃないか、そうでないと、将来問題があるし、国の方針もそういう方向になつていくと思ふのでありまして、こういう点に對して一つ将来のお考え方について御意見を承りたいと思ひます。時間がございせんから、以上でございします。

○早稲田委員長 まことに恐縮でございますが、本会議の関係で要点だけをごく簡潔にお答えいただきたいと思ひます。大体二十十分ごろに終わりたいと思ひますので、お願いいたします。

○稲葉参考人 まず第一のエネルギーは、原子力も考慮をして総合政策を立てるべきではなからうかという点につきまして、私は全的に同感いたします。

第二に、五〇%の資本参加で一〇〇%ひもつきになつていくという例は外国にあるかといふこと、私は寡聞ながら全部の例を知つておりませんが、まああるかもしれないけれども、日本のような形にはなつていないともない、こういうふうにお答えいたします。

それから、安定か、安価かといふこととありますが、私個人としては、やはり双方を考へるべきだ、こういう立場で、安定が第一で、その次が安価だといふふうなエネルギー政策を考へるのは、長期的に見るとやはり問題じゃないか、双方を考へていくのがよい、こういう考え方に立つております。

それから再検討事項につきましては、確かに先生のおっしゃる通りで、これは御存じのようにいろいろの問題があつてこういう言葉になつていくのじゃないかと思ひますが、もしも四年あるいは五年後についてなかなかやはり情勢がむずかしい、ことにエネルギー

ギーは、初めに申し上げましたように、国の経済そのものを動かす原動力です。場合によっては強い意味で御考慮願わねばならないものがあり得る、方向としては、それが緩和をされて、政府と民間が得る限り密接に協力をされて、自主調整でいくということが望ましいと思いますが、そうでない場合も、あり得るので、そういうときには、やはりそのときの情勢に合った御配慮をお願いしたい、こう申し上げたいと思います。

○新井参考人 簡単に答え申し上げます。

ただいま日本石油は日本における外資提携の最も尤なるものであるというお話であります。この点について一言申し上げますと、日本石油自体は外資と提携はしておりません。それで日本石油精製という子会社を作りまして、その子会社が五〇％外国資本が入っております。その点一つ御了承願いたいのであります。

それから、もう一つの御設問であります。国内の国産原油の引き取り問題につきましては、御承知の通り、もう長年の間裏日本の国産原油をわれわれ製油所といたしまして引き取っておるわけですが、これも先ほどからお話がありましたように、国際製品の値段——国際価格と国内原油の価格とは大へんな違いがありますので、その違いがある、非常に不利な点を忍びながら今日参っておるわけがあります。裏日本の国産原油を引き取っておる会社は、日本石油と昭和石油と日本鉱業であります。その半分は日本石油が引き取って今日まで参っております。今日まで全然引き取らないということは

一度も起こっておりませんから、この点も一つ御了承願いたい。

なお、アラビア石油の問題につきましても、先ほど話がありましたように、品質の問題その他の点などもあります。また今までの関係などもありますので、スムーズに引き取れるかどうかという問題については、むしろ将来とも懸念はありますが、本日までのところでは、スマトラ原油にしろ、アラビア原油にしろ、引き取っております。

以上申し上げます。

○中川参考人 二次エネルギーの電力として国内資源を優先的に使うことになるのか、こういうお尋ねでございますが、私ども将来の第一次エネルギーとしては、同じ価格あるいは同じ価値のものであれば国内資源を優先して使うのは、当然そういうふうであるべきだと思っております。

○早稲田委員長 なお質疑の通告もございしますが、先ほど申し上げました本会議の関係で、本日の質疑はこの程度にとどめます。

参考人の皆様には、長時間にわたりまして貴重な御意見をお述べいただきまことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

明三十日は午前十時より理事会、十時三十分より委員会、午後一時より石炭政策特別委員会との連合審査会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時九分散会

昭和三十七年四月四日印刷

昭和三十七年四月五日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局